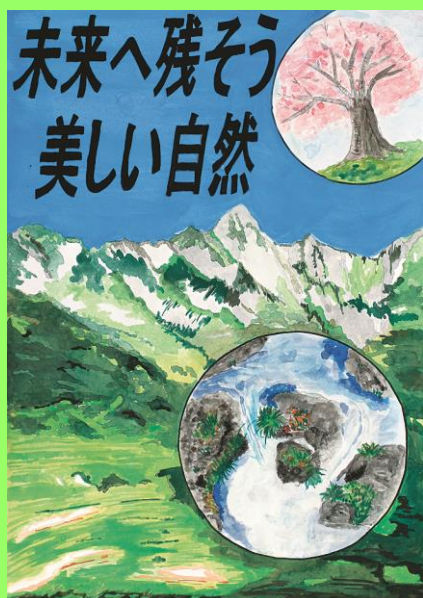


駒ヶ根市の環境

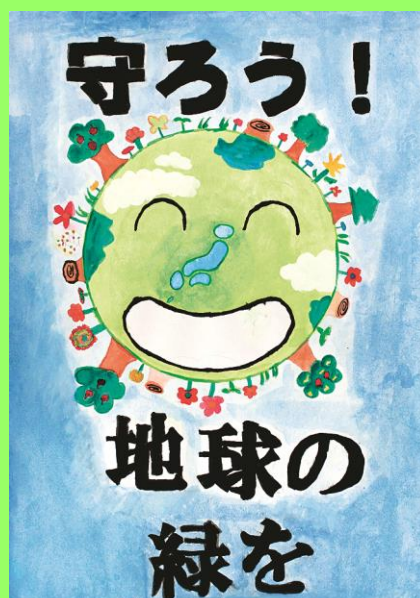
駒ヶ根市第2次環境基本計画 平成27年度年次報告書

(平成26年度事業報告)

平成27年度 環境ポスター 金賞作品



中学生の部 赤穂中学校
2年 松澤ひよりさん



小学生の部 赤穂東小学校
6年 佐藤英恵さん

「駒ヶ根市の環境」は、平成26年度の本市の環境の状況や「駒ヶ根市第2次環境基本計画」に掲げた目標についての施策の取組状況を年次報告書として取りまとめ、公表するものです。

平成27年(2015年)12月

駒ヶ根市環境課

【目 次】

I 駒ヶ根市第2次環境基本計画の概要	1
II 駒ヶ根市第2次環境基本計画に基づく取組み	3
II-1 地球を大切にするまち	3
● 太陽光発電導入計画	
● 公共施設への太陽光発電システムの導入	
● 太陽光発電システム設置補助	
● 大規模太陽光発電システムの設置拡大	
● バイオディーゼル燃料（BDF）精製事業	
● 小水力発電の開発	
● 新エネルギー推進協議会	
II-2 物を大切にするまち	7
● 生ごみ堆肥化事業	
● 家庭用生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助	
● 駒ヶ根市大田切りサイクルステーション	
● レジ袋の削減 ～買い物袋持参運動～	
II-3 安全で安心なまち	8
● 公害防止協定	
● 不法投棄防止対策・環境美化活動	
● 河川等一斉清掃の実施	
● 公害苦情処理	
● 公害対策（河川・湖沼水質検査）	
II-4 自然豊かなまち	10
● 地域でのアレチウリ駆除活動	
● 景観育成住民協定	
● 「十二天の森」保全と活用	
II-5 市民全員が主役のまち	11
● 地域の環境活動への支援	
● 協働のまちづくり市民会議の活動	
● こまちゃんエコポイント→「えがおポイント」誕生！	
II-6 豊かな心を育むまち	14
● 子ども達が行う環境活動	
● 環境講演会・研修会の開催	
● 環境ポスターの募集	

III 駒ヶ根市の環境の現況	1 5
III-1 地球環境	1 5
● 駒ヶ根市の温室効果ガス排出量	
● 長野県の酸性雨の状況	
III-2 廃棄物・リサイクル	1 6
● ごみの減量化・資源化	
● 不法投棄の状況	
III-3 公害苦情	2 1
● 公害苦情受付状況	
III-4 大気環境	2 2
● 大気の状態	
● 交通騒音の状況	
III-5 水環境	2 6
● 河川等の水質状況	
● 水洗化の状況	
III-6 自然環境	3 4
● 土地利用状況	
● 気象状況	
IV 環境指標の評価（目標達成進捗状況）	3 6
V 平成26年度の概要と今後の取組み	4 0
平成26年度 of 取組み評価と課題	4 0
駒ヶ根市第4次総合計画（環境関連抜粋）	4 2
VI 資料 駒ヶ根市環境保全条例	4 4

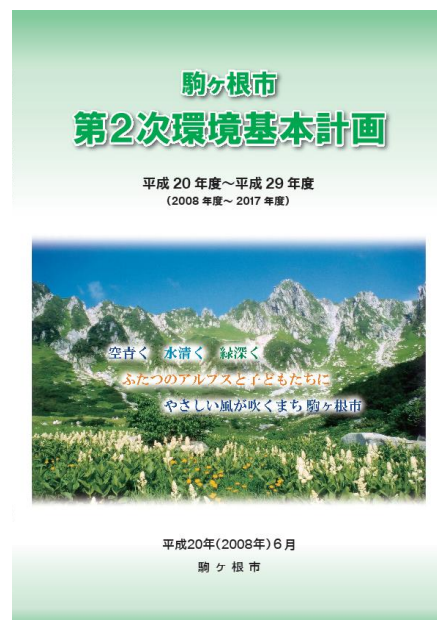
I 駒ヶ根市第2次環境基本計画の概要

● 計画策定の背景及び目的

駒ヶ根市では、「駒ヶ根市民憲章」の理念、「駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例」の理念と「駒ヶ根市環境保全条例」の基本的認識・基本理念に基づき、平成9年3月に目指すべき4つの環境を柱とした第1次環境基本計画を策定し、推進してきました。

その後、少子高齢化と人口減少化の進展、高度情報化の進展、価値観の多様化、地方分権化など社会情勢は急激な変化を遂げ、本市をとりまく環境問題も、ごみの有料化と減量・資源化、特定外来生物問題と希少生物の保全から酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化防止対策など、多種多様となり、大きく変化してきました。

これらの問題・課題に対応し、駒ヶ根市が目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、その実現に向けて、市民・事業者・市が一体となって、協働して取り組んでいく「道しるべ」とするため、より実効性のある計画として策定しました。



● 計画の位置づけ

本計画は、駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例及び駒ヶ根市環境保全条例の規定に基づき策定したもので、自然にやさしいまちづくり及び環境の保全に関して最も基本となる計画です。環境に関連した市の個別計画や事業は、本計画に沿ってすすめられることになります。

また市民、事業者、市の環境に関する取組みの基本的な指針となります。

● 計画の対象期間

計画期間は、平成18年（2006年）度を基準年度として、目標年度を策定年度、平成20年（2008年）度の10年後の平成29年（2017年）度としました。

● 計画の主体

今日の環境問題は、行政主導の規制的な対応だけでは解決できなくなっています。社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じて責任を自覚し、環境保全のために自主的・積極的に、協働して行動していくことが必要です。

● 計画の体系

駒ヶ根市の望ましい《将来像》を実現するための6つの基本方針を次のように定めました。

また、この6つの基本方針に関して、それぞれ長期目標を設け、その実現に向けて、次の体系によって、具体的な取組みを進めていきます。

将来像	基本方針	長期目標
空青く 水清く ふたつの 緑深く やさしい 風が吹く まち 駒ヶ根市	1 地球を大切にするまち	1-1 省エネルギー・新エネルギーをすすめよう 1-2 地球にやさしい交通をすすめよう 1-3 環境に配慮した公共事業・事業活動を増やそう
	2 物を大切にするまち	2-1 使い捨てでない、地球にやさしい製品を選ぼう 2-2 ずくを出して分別・資源化しよう 2-3 水資源を大切にし、有効に活用しよう
	3 安全で安心なまち	3-1 公害の心配のない安心して暮らせるまちをつくろう 3-2 不法投棄、ポイ捨てのないきれいなまちをつくろう 3-3 緑地や水路により、災害に強いまちをつくろう
	4 自然豊かなまち	4-1 多様な生物を守ろう 4-2 自然環境に配慮した景観・緑豊かな住環境をつくろう 4-3 生き物が豊かで、遊びたくなる水辺を復活させよう 4-4 身近な森林を守り、活かそう 4-5 環境に配慮した、やる気が出る農林業をすすめよう
	5 市民全員が主役のまち	5-1 環境活動が広がるしくみや場をつくろう 5-2 環境情報を発信し、市民の関心を高めよう 5-3 地域のコミュニティを大切にしよう
	6 豊かな心を育むまち	6-1 子どもたちの環境学習をすすめよう 6-2 市民の環境学習をすすめよう

● 計画の推進体制と進行管理

環境基本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者に情報を公開していくことが不可欠です。また、多様な主体がネットワーク化を図り、様々な環境活動を各主体が役割分担しながら、協働して進めていく必要があります。

環境基本計画で定められたプロジェクトなどの進行管理は、「駒ヶ根市環境市民会議」が調整役となって、計画の進行状況について、毎年、環境基本計画年次報告書「環境白書（環境レポート）」としてとりまとめ、市長に報告します。環境白書（環境レポート）の報告を受けた市長は、広く市民に公表します。公表は、市のホームページ、市報など多様な方法で行います。

市民、事業者などから寄せられる意見などは次年度以降の取組みに反映させ、また、必要に応じプロジェクトごとの個別計画を策定し、市民、事業者、行政が一体となって協働して、「望ましい将来像」を実現していきます。

II 駒ヶ根市第2次環境基本計画に基づく取組み

《解説》右の枠は目標値に対する達成状況を示しています。

→ 目標達成＝青字 目標未達成＝赤字

目標項目：H26年度現在実績／目標値

1 地球を大切にすまち

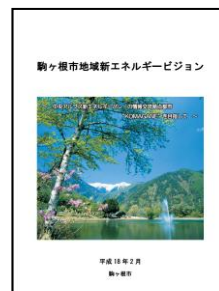
● 太陽光発電導入計画

太陽光発電導入：12.4MW／9MW(平成30年度目標値)

全国的にも日照時間が長く気候が冷涼であり、太陽光発電に有利な地域特性を生かし、市では平成21年度から平成26年度の6ヶ年の間、太陽光発電システムの導入を積極的に推進してきたところ、市民の皆さんの関心の高まりやご協力により、目標とする9MWの導入を達成しました。

引き続き、太陽光発電システムの導入促進に努めます。

※9MW＝約2500世帯分が賄える発電容量。12.4MWは約3500世帯分に相当する。



太陽光発電導入計画(平成30年度：9メガワット)

H27.3現在

単位：kW

			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H30末
計画	一般住宅	単年度	146.00	546.00	767.00	600.00	600.00	600.00	600.00	
		累計	1,048.00	1,594.00	2,361.00	2,961.00	3,561.00	4,161.00	4,761.00	6,500.00
	公共施設 民間事業者	単年度	179.00	307.00	90.00	250.00	250.00	250.00	250.00	
		累計	420.00	727.00	817.00	1,067.00	1,317.00	1,567.00	1,817.00	2,500.00
	合計	単年度	325.00	853.00	857.00	850.00	850.00	850.00	850.00	
		累計	1,468.00	2,321.00	3,178.00	4,028.00	4,878.00	5,728.00	6,578.00	9,000.00
実績	一般住宅	単年度	145.52	546.14	766.76	891.85	788.16	789.92		
		累計	1,048.47	1,594.61	2,361.37	3,253.22	4,041.38	4,831.30		4,831.30
	民間事業者	単年度	19.00	226.22	82.88	243.23	2,230.23	4,220.49		
		累計	210.16	436.38	519.26	762.49	2,992.72	7,213.21		7,213.21
	公共施設	単年度	160.00	86.10	34.43	71.80	4.20	0.00		
		累計	160.00	246.10	280.53	352.33	356.53	356.53		356.53
	合計	単年度	324.52	858.46	884.07	1,206.88	3,022.59	5,010.41		5,010.41
		累計	1,418.63	2,277.09	3,161.16	4,368.04	7,390.63	12,401.04		12,401.04

● 公共施設への太陽光発電システムの導入

公共施設設置：29件／目標値10件(累積)

これまでに、市役所庁舎、武道館、小中学校、いきいき交流センターなど、29箇所の公共施設に設置されました。今後も設置を促進し、二酸化炭素排出削減に努めます。



太陽光パネル(市庁舎)

● 太陽光発電システム設置補助

設置補助世帯: **1,066 世帯** / 目標値 2,400 世帯(累積)

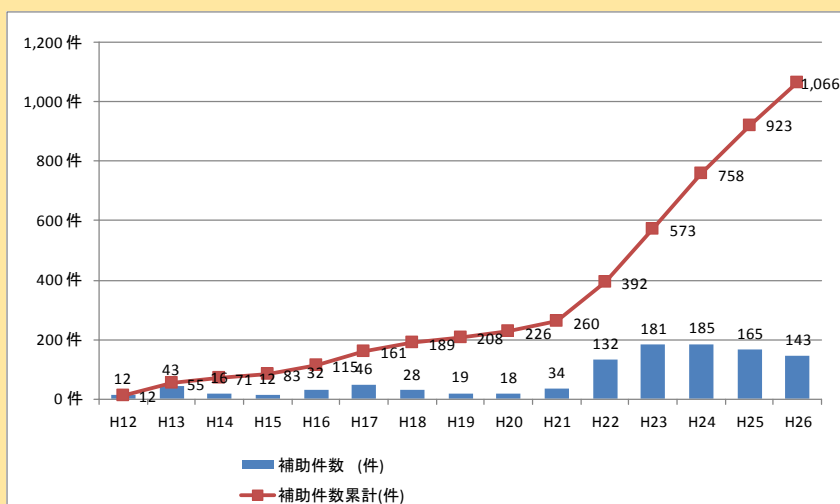
市では、国の補助に上乗せするかたちで、平成 12 年度から住宅用太陽光発電システムへの補助を行ってきました。平成 21 年 1 月には国の補助が復活し、市の補助との重複申請が可能になりました。

(H26 国: 1kWあたり 2 万円又は 1.5 万円、市: 1kWあたり 3 万円) 補助件数は平成 26 年度末の累計で 1,066 件となっています。



太陽光発電ソーラークリニックによると、長野県の住宅の平均発電量は、平成 24 年の 1 年間、1,427 kWh で山梨県に続き、全国第 2 位であり、適した地域だと言えます。

駒ヶ根市太陽光発電システム設置補助 補助件数の推移



● 大規模太陽光発電システムの設置拡大

平成 24 年 7 月から始まった電力の固定価格買取制度 (F I T) の導入により、全国的に大規模な太陽光発電施設の設置が急速に拡大し、平成 26 年度末の累積では非住宅用の太陽光設備が住宅用の発電量の約 2 倍になりました。

駒ヶ根市でも、平成 26 年度の 1 年間で約 4.2 MW に相当する太陽光発電施設が民間企業によって設置され、民間企業による大規模な太陽光発電施設の発電量は累積で約 7.2 MW となり、住宅や公共施設など含めた全体の 6 割近くに達しました。

※平成 26 年度末現在、日本のエネルギー構成の内、自然エネルギーが占める割合は約 12.2%。その内水力発電が 9%

全国の太陽光発電導入状況

平成 27 年 3 月末時点

太陽光発電設備の種類	平成 24 年度末までの導入量	平成 25 年度の導入量	平成 26 年度の導入量	累積
住宅	566.9 万 kW	130.7 万 kW	81.0 万 kW	778.6 万 kW
非住宅	160.4 万 kW	573.5 万 kW	793.3 万 kW	1527.2 万 kW

【経済産業省資料】



長野県の太陽光発電導入状況

平成 27 年 3 月末時点

太陽光発電設備の種類	平成 24 年度末までの導入量	平成 25 年度の導入量	平成 26 年度の導入量	累積
住宅、非住宅	19 万 kW	23.7 万 kW	24.3 万 kW	67 万 kW

【長野県観光部資料】

長野県は、県内のエネルギー自給率 70% を当初の目標としていましたが、平成 25 年度に達成したことから、平成 29 年度に 100% 達成

する目標に上方修正しました。なお、平成 26 年度末のエネルギー自給率は、78.9% となっています。

※エネルギー自給率の目標値は、県内の最大電力需要であり、平成 26 年度は 293.2 万 kW。太陽光、既存水力等、自然エネルギーによる発電設備容量の合計は 231.3 万 kW でした。

● バイオディーゼル燃料（BDF）精製事業

これまで、家庭で使い終わった天ぷら油（廃食用油）は、一部は石鹸作りなどに利用されているものの、大部分は、可燃ごみとして焼却処分されてきました。

平成23年度策定の駒ヶ根市ごみ減量行動計画（ずく出しプラン）では、天ぷら油のバイオディーゼル燃料（Bio Diesel Fuel：BDF）化が具体的な実行目標施策の一つとなっています。

平成26年度は、民間事業者へ委託し、一般家庭及び公共施設等から廃油を8,425リットル回収しました。廃油から精製したBDFは、ごみ収集車の燃料として使用し、年間約30t-CO₂の二酸化炭素の削減に貢献しています。

民間では、廃油からBDFへの転換率向上に向けた研究開発も進んでおり、今後「環境にやさしいクリーンエネルギー」として期待されています。

BDFで走るごみ収集車



● 小水力発電の開発

駒ヶ根市は河岸段丘地形により、東西から天竜川に向かいいくつもの河川が流れており、落差、水量ともに豊富なことから小水力発電に適した環境を有しています。

しかし、水利権、事業主体の決定など課題も多く、今後更なる研究が必要となっています。

平成24年度に、駒ヶ根市自然エネルギー小水力発電第1号が稼働、平成26年度には第2号が稼働し、その他に市内数箇所、発電施設設置に向けた調査及び研究が進められています。



駒ヶ根市第2号の小水力発電所

● 新エネルギー推進協議会

参加事業所: **41 事業所** / 目標値 100 事業所(累積)

駒ヶ根市における新エネルギーの利用を推進することにより、地球温暖化防止と地域経済活性化に寄与することを目的とし、各種団体や事業者、行政の参加により平成21年7月「駒ヶ根市新エネルギー推進協議会」が設立されました。

駒ヶ根市消費生活展&環境・健康フェスティバルでは、太陽光パネルの展示を行いました。



環境フェスティバル出展ブース

2 物を大切にすまち

生ごみ資源化世帯率: **31.09%** / 目標値 100%

● 生ごみ堆肥化事業

駒ヶ根市の可燃ごみは、現在、上伊那広域連合の焼却施設で処理していますが、平成14年度から市内公共施設の生ごみを別途回収し、堆肥化処理を行っています。平成26年度は、約105トンの生ごみを回収し堆肥化を行いました。

平成20年9月から行っている市内モデル地区での一般家庭の生ごみ分別回収では、平成26年度、約480世帯の取り組みにより、約64.7トンの生ごみを堆肥化することができました。

市では、今後、今まで取り組んできた実証実験の検証を踏まえながら、一部見直しを行い、分別回収に取り組んでいきます。



【生ごみ堆肥化装置】



【生ごみ分別排出の様子】

● 家庭用生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助

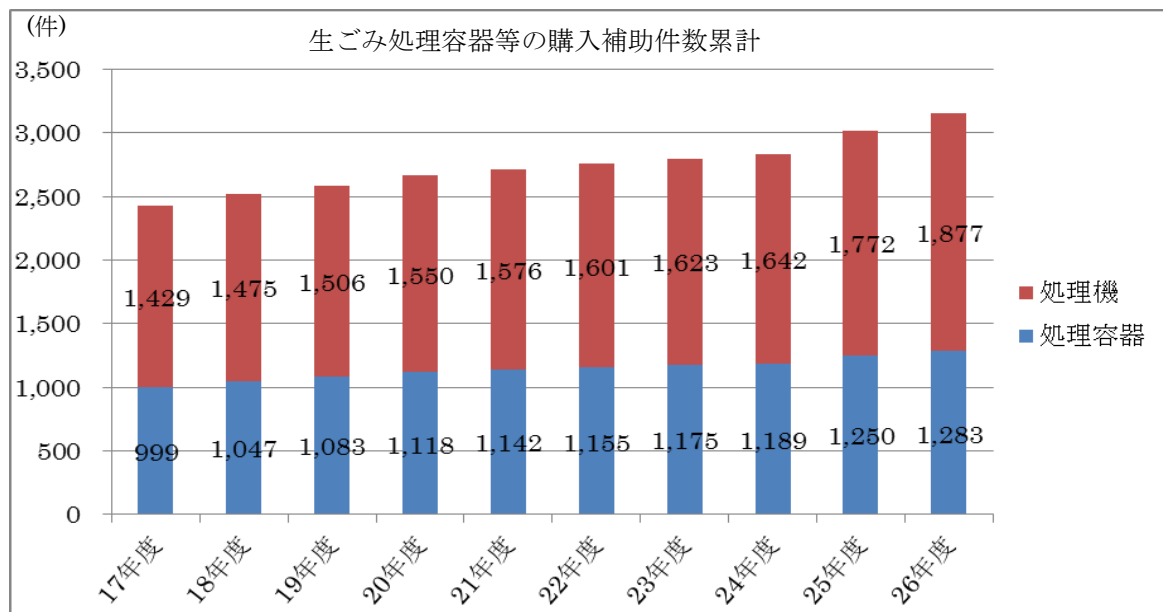


【生ごみ処理容器】



【電動式生ごみ処理機】

市では、平成5年度から家庭用生ごみ処理容器、平成10年度から電動式生ごみ処理機の購入補助を行っています。平成26年度の補助率は、生ごみ処理容器が購入金額の2/3（限度額5,000円）、生ごみ処理機が購入金額の1/2（限度額30,000円）です。平成26年度は、処理容器32件、処理機104件の購入補助を行いました。



● 駒ヶ根市大田切りサイクルステーション

毎週土日に開いている大田切りサイクルステーションは、駒ヶ根市のすべての分別ごみ・資源物を持ち込むことができます。利用できるのは、市内の一般家庭の方で、仕事の都合や引越しなど特別な理由により、地域のステーションに出すことができない方です。管理人が常駐しており、分別の仕方を指導しています。平成18年9月の開設以来好評で、平成26年度は1日平均199人の方が利用し、利用者は増加傾向にあります。



【開設日】土・日曜日(12月31日から1月3日を除く)及び12月30日 【開設時間】午前9時から午後4時30分

大田切りサイクルステーションの状況

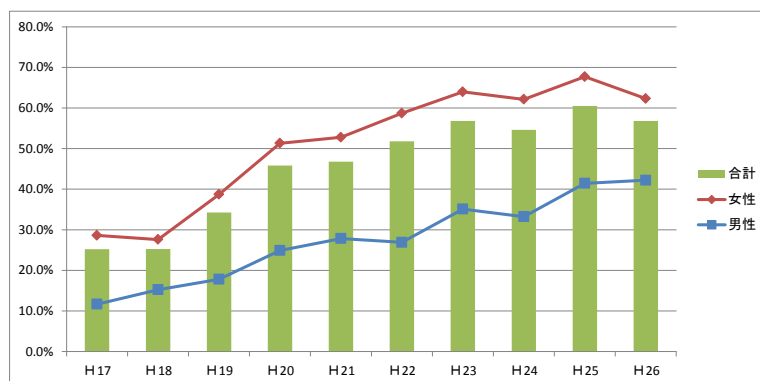
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年開設日数(日)	54	105	104	103	103	104	105	105	104
利用者数(年間・人)	2,724	8,625	13,504	16,054	17,751	18,315	17,589	17,596	20,684
同前年比		316.6%	156.6%	118.9%	110.6%	103.2%	96.0%	100.0%	117.5%
平均利用者数(人)	土曜日	45.8	69.2	110.3	125.7	137.2	139.5	130.0	134.5
	前年比率		151.3%	159.4%	114.0%	109.1%	101.6%	93.2%	103.4%
	日曜日	55.5	94.8	148.6	185.4	206.8	212.7	204.3	200.0
	前年比率		170.9%	156.7%	124.7%	111.5%	102.9%	96.0%	97.9%
	土曜・日曜合計	50.4	82.1	129.8	155.9	172.3	176.1	167.5	167.6
	前年比率		163.0%	158.1%	120.0%	110.6%	102.2%	95.1%	100.0%
指導員	土曜日(パート1、シルバー1)	2	2	2	2	2	2	2	2
	日曜日(パート1、シルバー2)	2	2	2	2	3	3	3	3
排出・回収量 t	びん・缶・ペット等	14.2	46.2	66.0	73.7	65.6	71.4	62.8	63.8
	紙・布・アルミ類	59.5	163.0	202.7	221.5	232.7	234.0	220.7	202.3
	可燃・不燃・容リプラ	8.2	33.1	53.4	62.5	62.4	71.5	65.7	75.7
	粗大ごみ	1.6	3.2	1.7	1.0	1.0	1.3	0.6	0.3
	計	83.4	245.5	323.8	358.7	361.7	378.2	349.8	342.1
	同前年比		294.2%	131.9%	110.8%	100.8%	104.6%	92.5%	97.8%
市計画収集量(事業系除く。) t	6,239	6,251	6,039	5,849	5,669	5,597	5,475	5,440	5,518
同上との割合	1.3%	3.9%	5.4%	6.1%	6.4%	6.8%	6.4%	6.3%	6.6%

マイバッグ持参率: **56.8%** / 目標値 80%

● レジ袋の削減 ～買い物袋持参運動～

県では、毎月5日をノー・レジ袋の日としてキャンペーンを行っており、市も協力しながら推進しています。

以前は、駒ヶ根市消費者の会でも、スーパー店頭でのキャンペーンや、イベントでのマイバッグ販売などの取組みを行ってきました。現在では、レジ袋は客側の申し出により渡したり、中には有料化する店舗も増えてきました。



3 安全で安心なまち

● 公害防止協定

事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境を保全するため、事業所と市・住民などとの間で締結する協定を公害防止協定といいます。

平成26年度末現在、市が当事者または立会人として事業所と締結している協定は48にのびります。

公害締結協定数(市一企業等間)

	H26年度中に締結された協定数	H26年度中に失効した協定数	年度末現在の有効な協定数
協 定 総 数			48
協 定 内 容	一般的公害対策		36
	原料・燃料規制		0
	ばい煙規制		6
	排水規制		39
	騒音規制		10
	振動規制		4
	悪臭規制		7
	産業廃棄物規制		15
	その他の公害規制		20
	緑化等環境整備		8
	違反時の制裁措置		25
	公害発生時の措置		31
	うち操業停止等損害賠償		29
	うち無過失損害賠償		0
	立入調査関係		31
関 与 住 民	当事者として		21
	立会人として		12

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない

※ 市が立会人となっているものも含む

公害防止協定締結事業所数(市一企業等間)

業 種	H26年度中に締結された協定数	H26年度中に失効した協定数	年度末現在の有効な協定数
事業所総数			48
農 業 等			1
鉱 業			0
建 設			0
食 料 品			6
衣服・繊維			0
木材・木製品			0
紙・パルプ			0
化 学			2
石油・石炭製品			1
ゴム・皮革			0
窯業・土石			0
鉄 鋼			1
非鉄金属			2
金 属			6
機 械			7
電気等供給			0
産業廃棄物処理・処分場			5
そ の 他			13

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない

※ 市が立会人となっているものも含む

● 不法投棄防止対策・環境美化活動

不法投棄件数: **8 件** / 目標値 0 件(単年)

不法投棄廃棄物には、産業廃棄物はもちろん、環境に負荷を与えたり、健康に影響を与えたりする有害な化学物質を含むものも多くありますので、早期発見、早期適正処理が望まれます。

「不法投棄は、しない、させない、許さない」を基本に、パトロール員、環境美化推進組合など監視体制の強化や市民への啓発を行っています。

また、ボランティアによる不法投棄撤去作業「秋の陣」を行っています(平成26年度は熊出没のため中止)



環境に負荷を与える不法投棄

● 河川等一斉清掃の実施



河川等一斉清掃作業

恵まれた環境を守るために、河川の浄化と不法投棄ごみ等を地域からなくすることが課題となっています。

毎年、地域の生活環境浄化と意識の高揚のために「春の河川等一斉清掃」を実施しています。この作業は地域の児童生徒も参加し、環境美化活動の意義を自主的に学べるように企画されています。

また、平成26年度は5月25日に「河川等一斉清掃」が市内一斉に行われたほか、各地区や団体による環境美化活動が行われました。

● 公害苦情処理

市には、日頃から、騒音・悪臭・大気汚染・水質汚濁等の公害に関する様々な苦情が寄せられます。これらの苦情に対し、発生源の調査及び指導、被害拡大の防止等に職員が当たっています。

野焼きの現場



● 公害対策（河川・湖沼水質検査）

市では毎年水質調査を実施しており、平成26年度は、市内の河川及び湖沼30箇所において、水質検査を行い、水質状況の監視及び水質向上に努めています。

平成26年度河川等水質測定地点

天竜川水系4河川	太田切川 大田原橋	市内主要河川	七面川 大法寺入口
	田沢川 天竜川 合流点		鼠川 サラダコスモ排水溝上
	下間川 横山橋		鼠川 上穂大橋下
	天王川 唐沢川合流点		鼠川 上穂沢川 合流点
主要11河川	田沢川 JA北側		上穂沢川 中央道上
	田沢川 漆山皮工場南		如来寺川 中央道上
	古田切川 ヤマウラE北		亀沢川 十二天森西側
	鼠川 美須津保育園北		新宮川 五拾目橋下
	七面川 宮の前地籍		新宮川 大津度橋下
	上穂沢川 上穂沢橋		下間川 寺井取入口
	中田切井 福岡駅前		塩田川 火山川 合流点下
	宮沢川 美里団地東	市内主要湖沼	大沼湖 排水溝付近
	宮沢川 下平入口地籍		駒ヶ池 排水溝付近
	新宮川 新宮川岸地籍		十二天池 排水溝付近
	塩田川 下塩田地籍	高原河川	駒ヶ根高原上の井取水口

4 自然豊かなまち

● 地域でのアレチウリ駆除活動

外来生物駆除活動: **131 件** / 目標値 100 件(累積)



アレチウリ駆除作業

NPO法人天竜川ゆめ会議では、特定外来生物であるアレチウリの繁殖を食い止め、天竜川流域の良好な自然環境を回復するために、多くの市民に呼びかけて駆除を行っています。

長野県全体で駆除活動が行われ、駒ヶ根市では、平成26年7月26日に天竜川・新宮川流域で実施され、42名のボランティア参加がありました。

● 景観育成住民協定

住民協定地区数: **9 地区** / 目標値 10 地区(累積)

地域の良好な景観を保全し、景観整備と美しいまちづくりを進めるため、地域住民による景観形成・景観育成住民協定による取り組みが行われています。

これらの地区では、農振除外・農地転用・建物の建築・土地の造成・屋外広告物の設置などに際しては、事前に行為の届出等を行い、協議することとしています。

駒ヶ根市内の景観形成住民協定地区

住民協定の名称	認定	規模
看護大学周辺地域景観形成住民協定	H8.6	約40ha
広域農道(市道新春日街道)沿線景観形成住民協定	H9.12	約5,000m
琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定	H10.6	約2,200m
大徳原周辺地域景観形成住民協定	H13.3	約60ha
ふたつのアルプス望岳の里『南田市場』景観形成住民協定	H13.11	約40.8ha
東伊那景観形成住民協定	H14.4 (H20.9変更)	約1,721ha
ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定	H14.7	約24ha
伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定	H19.11	約1,900m
「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定	H25.3	約97ha

● 「十二天の森」保全と活用

市内に広がる平地森林「十二天の森」は、市街地にありながら、針葉樹・広葉樹が混生し、これまでに150種類以上の植物が確認されており、また、昆虫や野鳥も生息する自然豊かな場所です。

森林浴、動植物の観察、自然教育の場として森林空間に親しむための森林として整備されています。



十二天の春の自然観察会

5 市民全員が主役のまち

● 地域の環境活動への支援

助成制度の実施: **82 事業** / 目標値 300 事業(累積)

協働のまちづくりを進めるためには、市民や市民団体などが自主的・主体的に取り組む活動が欠かせません。そこで、市では協働のまちづくり補助制度を実施し、市民団体等が営利を目的とせず、不特定かつ多数の皆さんの利益の増進に自主的・主体的に行う活動に対して、補助金の交付や原材料の提供を行い、地域活動や市民活動を支援しています。

平成26年度 協働のまちづくり支援補助事業（環境関連事業抜粋）

ハッチョウトンボ保護・生息地整備

(H26.4.1～H26.11.30)

ハッチョウトンボを育む会

目的) ハッチョウトンボの生息区域の自然保護

内容) 湿地帯の整備、
個体数のデータ観測、
パトロール等



北割一区癒しの空間づくり

(H26.6.9～H26.11.13)

北割一区

目的) 地域住民及び病院

関係者の親睦を図り、
周辺の景観を良くする
内容) 水仙球根の植え付け



北割二区水仙の里事業

(H26.6.8～H26.11.30)

北割二区

目的) 水仙の球根植え付け
により交流、観光に寄与

内容) 水仙植え付け作業、
草刈り作業



馬見塚公園ほたる水路保全事業

(H26.7.1～H26.8.27)

馬見塚ライトアップ会

目的) 馬見塚公園の自然
環境整備による観光寄与

内容) ほたる水路整備、
草刈り、敷石



駒ヶ根駅前花壇整備事業

(H26.6.6～H26.7.3)

駒ヶ根市の鉄道 100 年地域活性化事業実行委員会

目的) 玄関口である駅前を
整備し、来訪者を快く迎える

内容) 植樹の植替え、サツキ
ツツジの植付け



看護大学周辺緑化事業

(H26.3.1～H27.3.7)

看護大学交流市民の会

目的) 会員と卒業生が協力
して、地域に根ざした学園
づくりを進める

内容) シダレザクラの植樹



Earth.Cleaner～地球の小さなそうじ屋さん～

(H26.5.20～H27.2.25)

Earth.Cleaner～地球の小さなそうじ屋さん～

目的) 環境活動の学習、実践により環境活動の輪を
広げ、未来の子ども達へ美しい環境を引き継ぐ

内容) EM活性液の培養、廃油石鹸作り、学習会・
施設見学・映画鑑賞会の開催、EM活性液を活用
した生ごみ堆肥化実験

高鳥谷山山頂の環境整備事業

(H26.4.10～H26.5.16)

高鳥谷山を愛する会

目的) 高鳥谷山頂までの間の道路整備

内容) 碎石敷き、草刈り、側溝の浚渫等

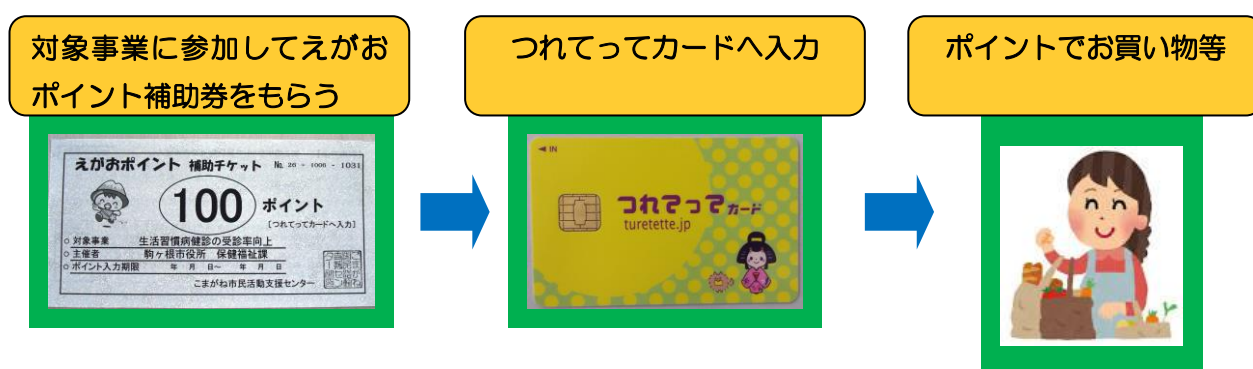
● エコポイント→えがおポイントへ

平成26年度12月から、「えがおポイント制度」がスタートしました。

それに伴い、市民の環境活動や健康増進活動への取組みがより活発になっていくことを目的に、これまでの「こまちゃんエコポイント」と「いきいきポイント」を統合し、新たに「えがおポイント」が誕生しました。

「えがおポイント」は環境活動や健康増進活動などに参加した人にポイントの補助チケットを発行し、それを「つれてってカード」に記録することで、商店街の活性化も図ろうとするものです。

平成26年度は市の事業を中心にエコ事業12、いきいき事業18の計30事業がえがおポイントの交付対象となり、その内エコ事業は合計で221,750ポイント(221,750円分)が交付されました(別表参照)。



平成26年度 えがおポイント交付対象事業(エコ事業)

No.	事業名	実施日等	ポイント数/枚	交付済 チケット数	交付済 ポイント数
25-001	廃棄物の資源化促進事業	H26.4.1～ H27.3.31	100	45	4,500
25-001	〃	H26.4.1～ H27.3.31	10	165	1,650
25-002	ハッチョウトンボ生息地の整備	H26.4.12交付	500	10	5,000
25-003	第2回エコ通勤推進事業	H26.4.11交付	150	26	3,900
25-004	天竜川美化清掃	H26.7.12交付	100	67	6,700
25-005	平成26年度 天竜川侵略植物駆除7.27大作戦 駒ヶ根会場	H26.7.27交付	100	42	4,200
25-006	平成26年度 こまちゃんエコポイント事業資源 物回収	H26.9.7交付	10	450	4,500
25-007	赤穂公民館すずらん大学「家族で考えようゴミ 問題」	H26.8.22交付	100	66	6,600
25-008	環境フェスティバル(分別体験・自然エネルギー 体験)	H26.10.4交付	100	218	21,800
25-009	環境ポスター・標語募集	H26.10.4交付	500	27	13,500
25-010	ハッチョウトンボ生息地の整備	H26.10.25	500	0	0
25-011	不法投棄撤去作業「秋の陣」ボランティア	H26.11.8 事業中止	200	0	0
25-012	生ごみ分別モデル回収参加	H27.3.12交付	360	415	149,400
合計				1,531	221,750

※4月～12月エコポイント・12月～えがおポイント

ハッチョウトンボ生息地の整備

ハッチョウトンボを育む会

駒ヶ根市南割公園トンボ池を、市の昆虫であるハッチョウトンボの生息地として整備し、世界一小さいトンボが生息できる自然豊かな環境づくりのため、ボランティアを募り作業を行いました。

【500P×10人】



天竜川美化活動

駒ヶ根天竜川河川愛護連絡会

天竜川（東伊那大久保～下平丸塚公園）間の清掃及びアレチウリ駆除活動を実施。

【100P×67人】



資源物回収（ふれあい広場）

駒ヶ根市エコポイント推進協議会

資源物回収の促進とエコポイント事業の推進のため、ふれあい広場で資源物回収を実施。

【10P×450枚】



生ごみ分別モデル回収

駒ヶ根市環境課

市内にモデル地区を設定し、一般家庭からの生ごみの分別回収を実施しています。

【360P×415世帯】



出前講座「家族で考えようゴミ問題」

赤穂公民館 すずらん大学

●出前講座

ごみの問題や特殊詐欺などをテーマに、出前講座を開催し、参加者を対象にポイントを交付しました。

この日は、すずらん大学へ出向き、ごみの分別や分別の必要性、また地球環境への影響について学んでいただくとともに、家族で取り組む大切さを訴えました。【100P×66本】



第2回エコ通勤推進事業

株式会社 塩澤製作所

地球温暖化防止等の環境保全活動の必要性が叫ばれる中、企業として従業員一人ひとりの環境意識の向上を目的に前年に続き、第2回を実施しました。

公共交通機関、徒歩、自転車、又は乗り合わせ通勤を行った社員に対し、ポイントを進呈しました。

【150P×26人】



環境フェスティバル

駒ヶ根市環境課・保健福祉課

●分別体験（環境クイズ）

ごみの分別方法をクイズ形式で体験していただき、正しいごみの出し方について学んでもらいました。



●自然エネルギー体験

子ども達に身近な自然の中にあるエネルギーの存在を知ってもらうために、ゲームで体験してもらいました。

【100P×282人（各事業合計）】



6 豊かな心を育むまち

子ども達が行う環境活動: 184 件 / 目標値 100 件

● 水についての学習



浄化センターの見学

子どもたちが環境に対する意識を高め、環境への取り組みを引き継いで行けるよう、市内の小学校では、身近な「水」や「ごみ」をテーマに学習を進めています。

見学の中では、自分たちが普段使っている水がどこから来て、使い終わるとどうなるのか。また、普段出しているごみはどのように処理されていくのかなどを学びました。

● 環境講演会・研修会の開催

環境講座参加者: 2,857 人 / 目標値 2,000 人(累積)

ごみ対策・新エネ・省エネ・自然環境保全等に対する市民の意識を高めるため、環境フェスティバルや環境市民会議等で、学習する機会を設けました。

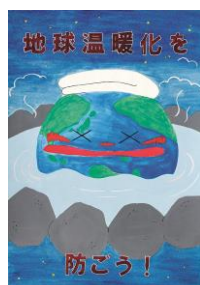
また、前年に引き続き屋外広告物に関する講演会が開催されました。平成26年度は、市内でも実践的な取り組みが広がるよう「地域の魅力は看板から～集客にも魅力的な看板とは」と題し、「景観面」「集客面」に配慮した看板についてお話を聞きました。



景観講演会（講師：高橋芳文氏）

● 環境ポスターの募集

地球環境や身近な生活環境などの重要性について、多くの人に関心を高めてもらうことを目的に、環境ポスターを募集したところ、市内小中学校をはじめとして多くの作品が集まりました。



平成27年度環境ポスター 銅賞作品（上段：小学生の部、下段：中学生の部）

Ⅲ 駒ヶ根市の環境の現状

1 地球環境

● 駒ヶ根市の温室効果ガス排出量

(単位: t-CO₂/年)

			1990(H2)		2000(H12)		2012(H26)	
			排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
二酸化炭素排出量	産業部門	製造業	71,245	36.0%	83,903	34.0%	77,286	30.5%
		農林水産業	2,615	1.3%	3,654	1.5%	4,557	1.8%
		建設業・鉱業	7,078	3.6%	7,472	3.0%	4,538	1.8%
			80,938	40.9%	95,029	38.5%	86,381	34.0%
	家庭部門		34,576	17.5%	45,887	18.6%	50,066	19.7%
	業務部門		24,443	12.4%	35,903	14.5%	51,151	20.2%
	運輸部門		57,299	29.0%	69,378	28.1%	65,917	26.0%
	一般廃棄物		537	0.3%	609	0.2%	259	0.1%
	小計		197,793	100%	246,806	100%	253,774	100%
	二酸化炭素以外			15,337		10,090		9,655
温室効果ガス排出量合計			213,130		256,896		263,429	

人口	32,771		34,338		33,094	
1人当たり二酸化炭素排出量	6.04		7.19		7.67	
1人当たり温室効果ガス排出量	6.50		7.48		7.96	

※二酸化炭素以外：CH₄、N₂O、HFCs

(駒ヶ根市：環境課)

H23 から温室効果ガス排出量推計ソフト導入

● 長野県内の酸性雨の状況

酸性雨調査結果(平成26年度)

(pH値)

調査地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上田市	上田合同庁舎(上田市材木町1-2-6)	5.90	5.39	-	-	5.88	6.09	5.43	5.39	6.17	6.14	5.74	6.14
飯田市	飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)	5.61	5.48	5.39	4.98	5.28	5.56	5.28	4.90	4.91	4.88	5.26	5.09
松本市	松本合同庁舎(松本市島立1020)	5.85	5.98	5.47	5.11	5.76	5.65	5.24	5.38	5.96	5.54	5.97	5.74
白馬村	八方池山荘(北安曇郡白馬村北城4488-277)	5.11	5.11	4.71	4.97	5.08	4.98	5.02	5.01	4.91	4.76	5.40	5.09
長野市	環境保全研究所(長野市安茂里米村1978)	5.25	5.02	4.72	4.65	5.00	5.20	5.10	5.03	4.76	4.83	4.70	4.69

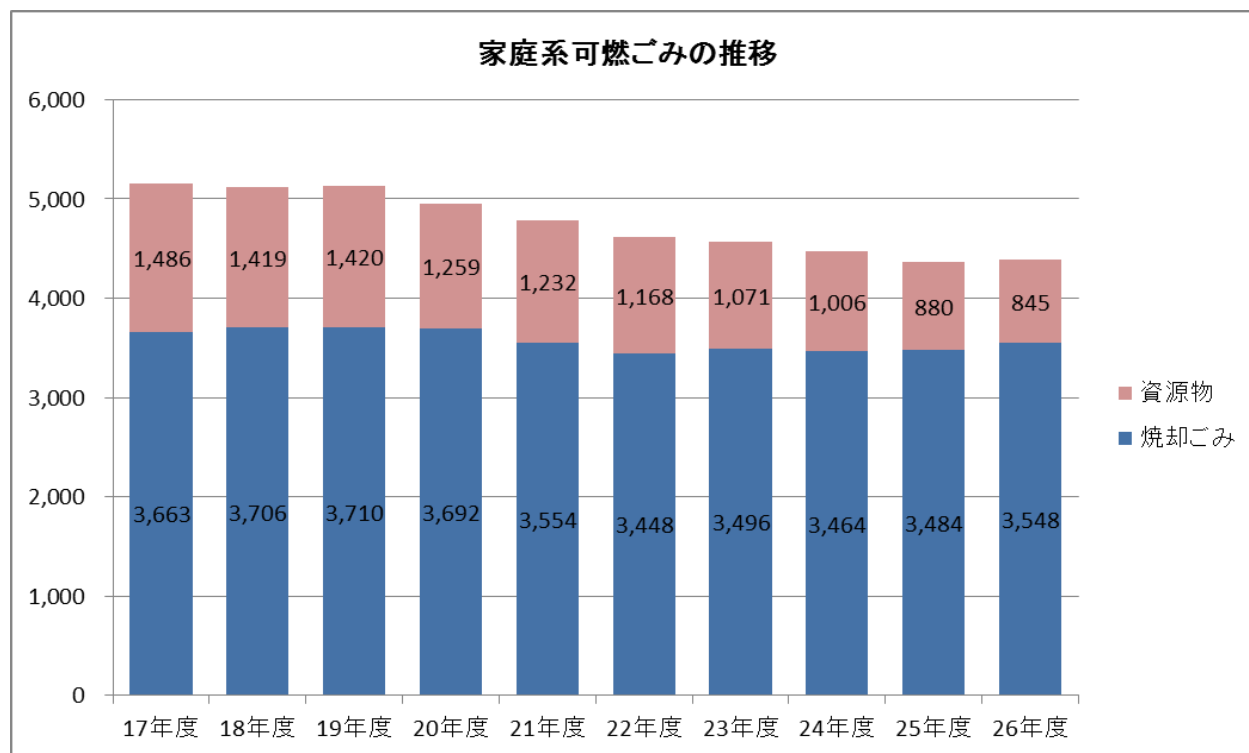
pH5.6以下を酸性雨という

資料：長野県水大気環境課

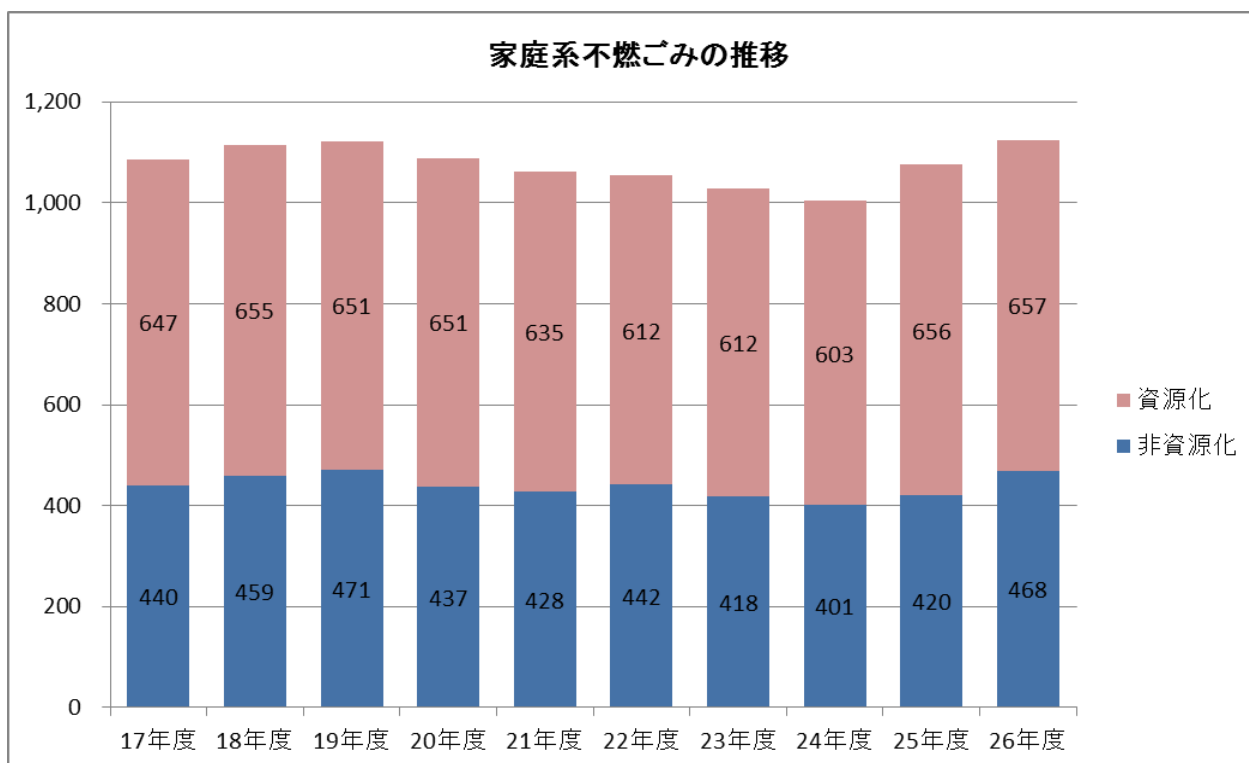
2 廃棄物・リサイクル

● ごみの減量化・資源化

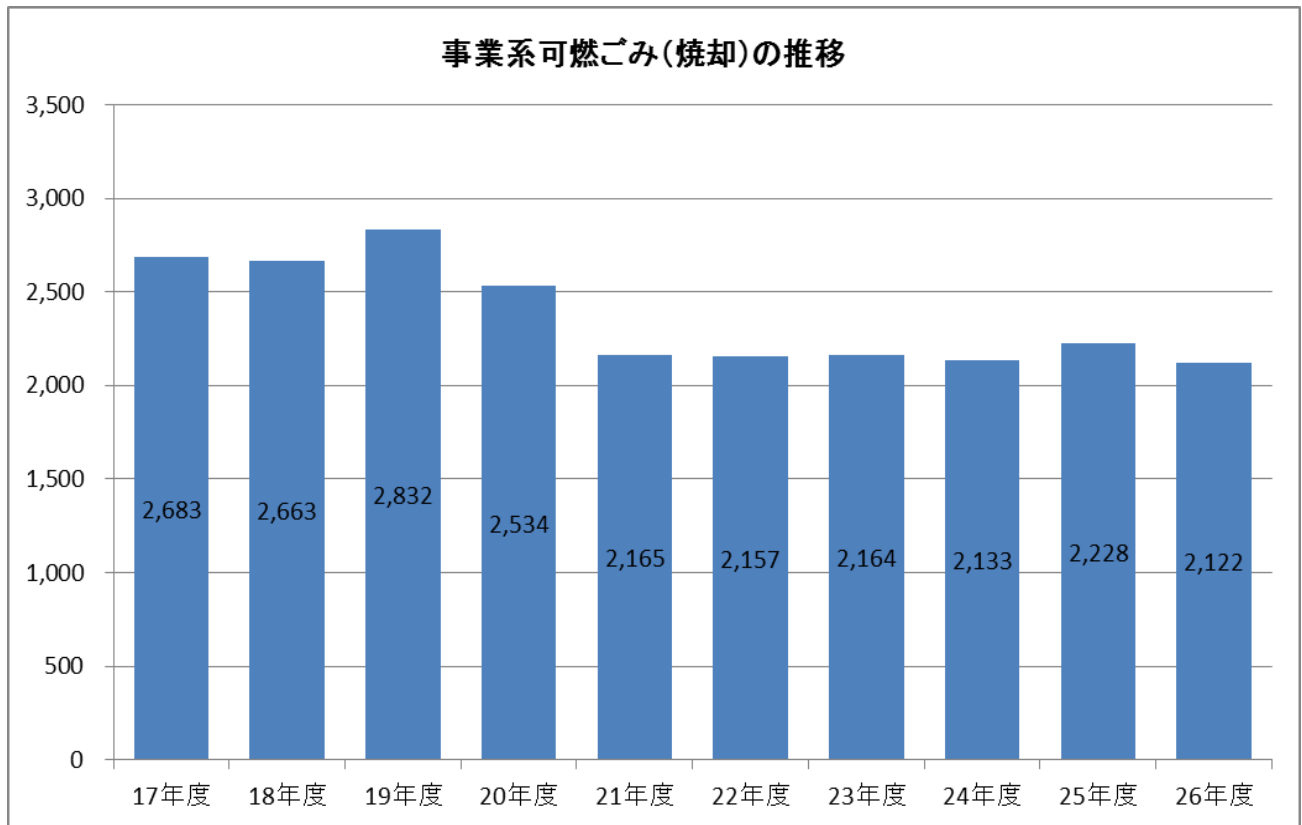
(単位：t)



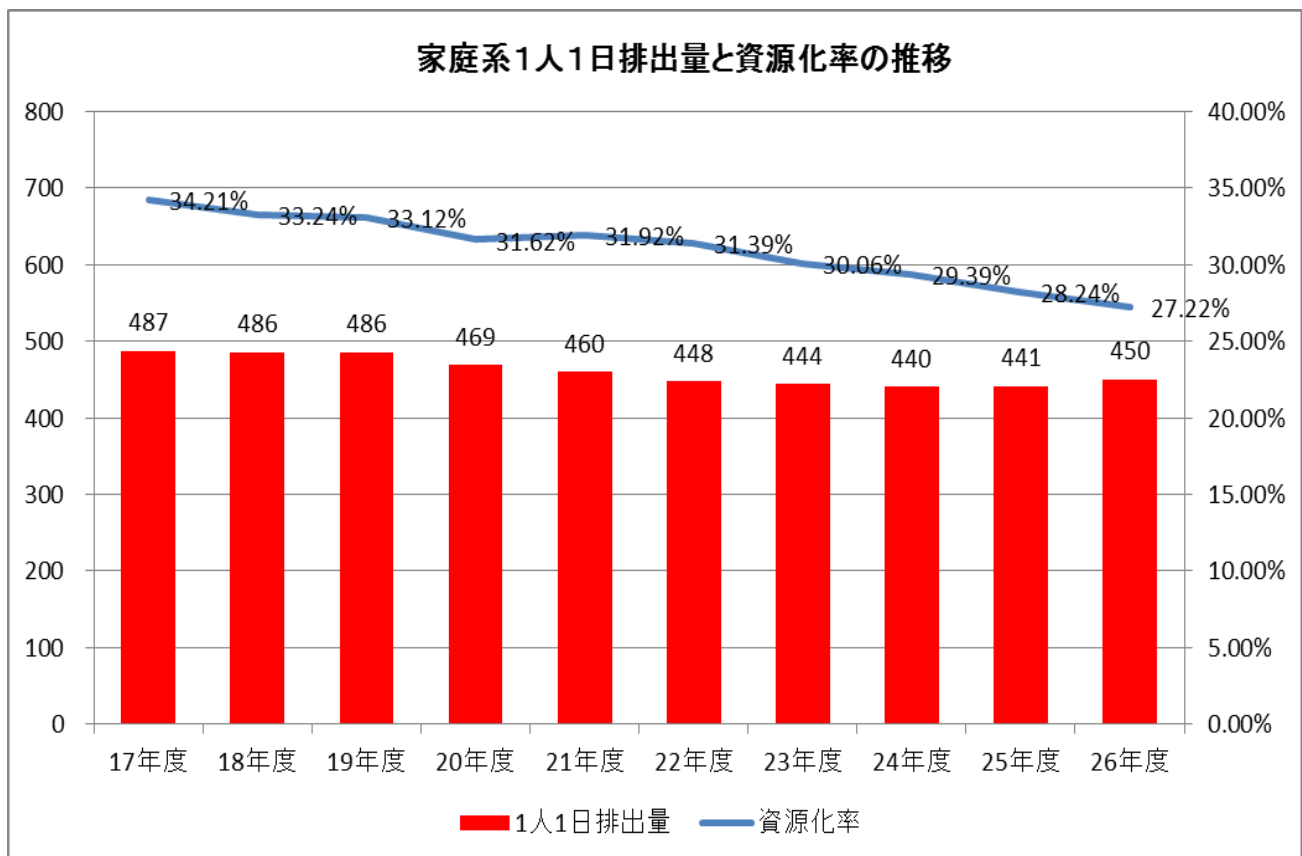
(単位：t)



(単位：t)



(単位：g)



駒ヶ根市の一般廃棄物計画収集の状況

	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基本	人口(10/1現在)										
	世帯数(10/1現在)										
	平均世帯員数										
	ごみ処理費用										
可燃ごみ	焼却										
	焼却ごみ										
	事業系										
	焼却計										
不燃ごみ	資源物										
	資源化										
	可燃ごみ計										
	ガラス										
不燃ごみ	金属										
	埋立て										
	取灰										
	廃プラ(黒)										
	粗大ごみ・不法投棄										
	非資源化										
	有害ごみ										
	乾電池										
	蛍光管										
	ペットボトル										
資源化計	容リフ										
	びん										
	スチール缶										
	アルミ										
ごみ総量	資源化										
	不燃ごみ計										
ごみ総量											

駒ヶ根市の一般廃棄物分別区分

			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
資源物	容器包装リサイクル法	無色びん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		茶色びん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他びん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		プラ製容器類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		牛乳パック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		段ボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		紙製容器類										
		アルミ缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スチール缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他	蛍光管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		乾電池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新聞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雑誌・雑紙類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		布類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		アルミ類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃食用油			○	○	○	○	○	○	○	○
		生ごみ(モデル地区)				○	○	○	○	○	○	○
小型家電											○	
非資源物		その他金属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他ガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		灰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃プラスチック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		燃やせるごみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		粗大ごみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別数			21	21	22	23	23	23	23	23	23	24

全国統一物	テレビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	冷蔵庫・冷凍庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗濯機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エアコン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パソコン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オートバイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別数			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
全分別数			28	28	29	30	30	30	30	30	30	31

ごみ減量行動計画目標の達成状況

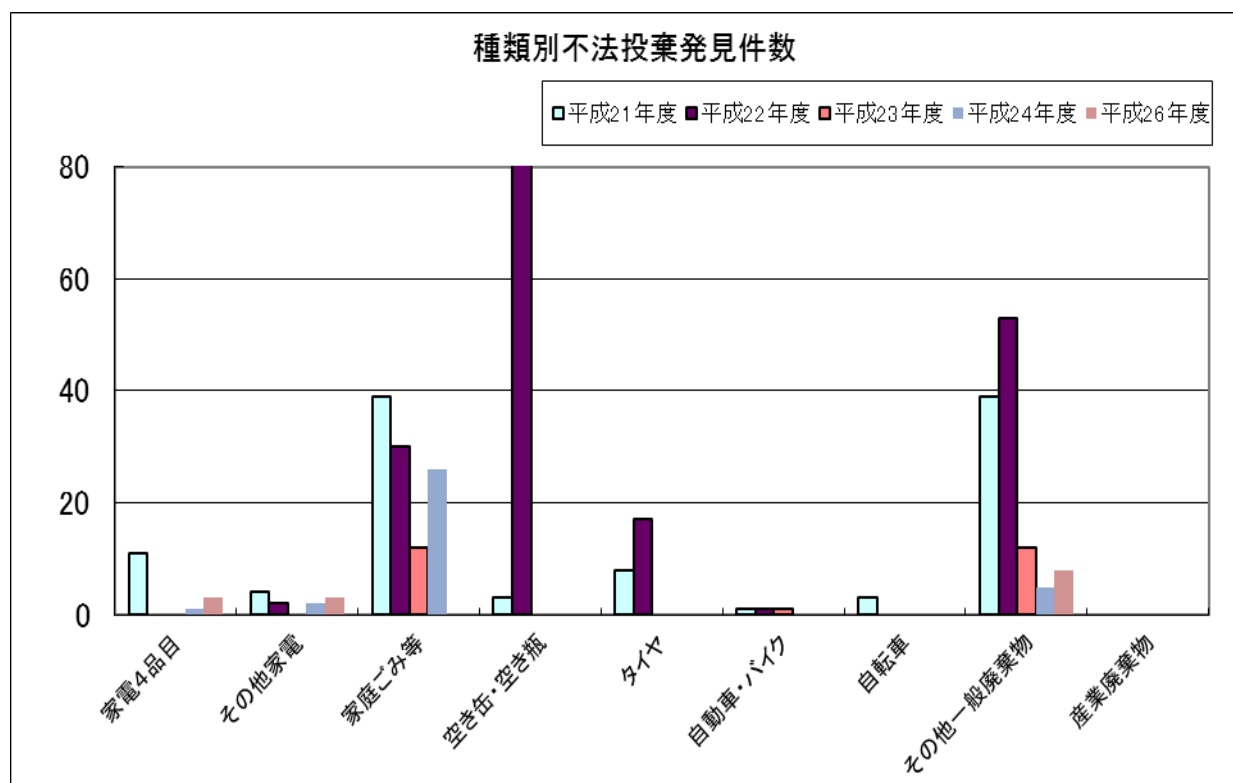
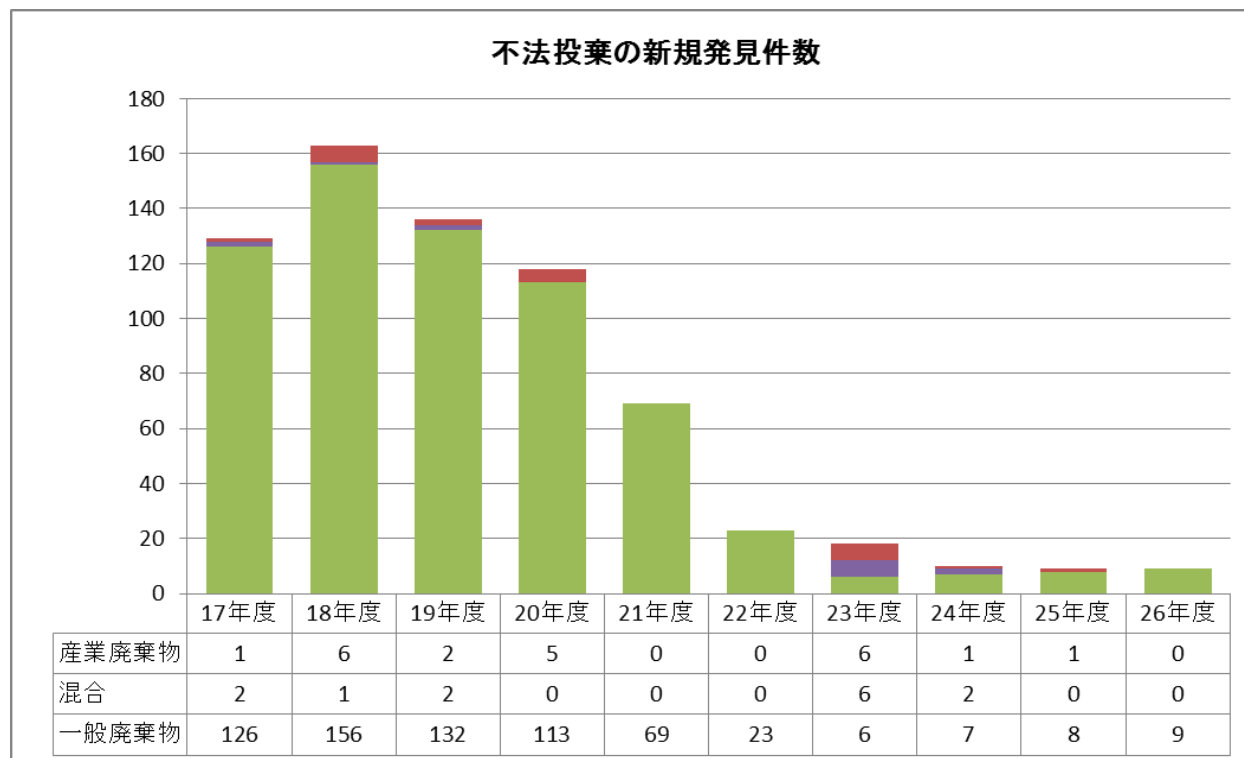
		単位	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
家庭系1人1日平均排出量(資源物含む。)	計画	g	497.3	490	480	470	460	450	440
	実績	g	497.3	486	485	469	460	448	444
家庭系資源物化率	計画	%	34.60%	36.68%	38.76%	40.84%	42.92%	45.00%	
	実績	%	34.60%	33.24%	33.12%	31.62%	31.92%	31.37%	30.06%
事業系燃やせるごみ(年)	計画	t	2,823	2,678	2,534	2,389	2,245	2,100	
	実績	t	2,823	2,663	2,832	2,534	2,165	2,157	2,164
人口推計			34,651	34,700	34,694	34,687	34,681	34,673	34,558
(参考) 家庭系の全量	計画	t	6,352	6,206	6,078	5,951	5,823	5,695	5,550
	実績	t	6,352	6,239	6,252	6,039	5,849	5,670	5,597

ごみ減量行動計画 第2期 目標の達成状況

		単位	H21実績	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
家庭系1人1日平均排出量(資源物含む。)	計画	g		450	440	430	420	410
	実績	g	460	444	440	441	450	
家庭系資源物化率	計画	%		34	36	38	40	42
	実績	%	31.9	30.1	29.4	28.2	27.2	
事業系燃やせるごみ(年)	計画	t		2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
	実績	t	2,165	2,164	2,133	2,228	2,122	
人口推計				34,558	34,080	33,773	33,585	
(参考) 家庭系の全量	計画	t		5,676	5,473	5,301	5,149	
	実績	t	5,849	5,596	5,474	5,440	5,518	

● 不法投棄の状況

(単位：件)

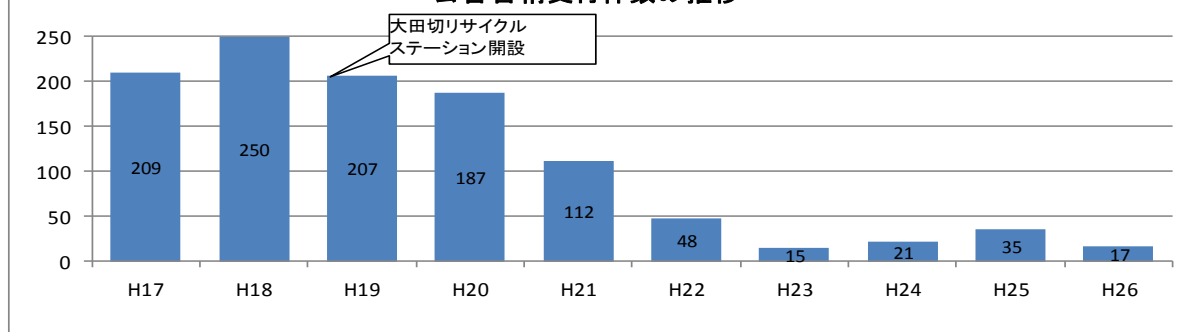


● 公害苦情受付状況

公害苦情件数の推移

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総数	受付	209	250	207	187	112	48	15	21	35	17
	内解決	208	250	207	187	112	48	15	21	35	17
① 大気汚染	受付	30	33	32	36	13	19	7	6	12	5
	内解決	30	33	32	36	13	19	7	6	12	5
② 水質汚染	受付	35	31	9	15	21	3	2	4	6	2
	内解決	35	31	9	15	21	3	2	4	6	2
③ 土壌汚染	受付	1	4	2	0	7	1	0	1	1	1
	内解決	1	4	2	0	7	1	0	1	1	1
④ 騒音	受付	6	5	7	5	2	1	0	0	4	1
	内解決	5	5	7	5	2	1	0	0	4	1
⑤-2 低周波騒音	受付	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0
	内解決	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0
⑤ 振動	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 地盤沈下	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 悪臭	受付	8	7	7	6	0	0	0	0	3	0
	内解決	8	7	7	6	0	0	0	0	3	0
⑧ 日照権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 通風権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 光害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 電波障害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 土砂散乱	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 土砂流出	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 一般廃棄物	受付	129	159	135	123	69	25	6	10	9	8
	内解決	129	159	135	123	69	25	6	10	9	8
⑮ 産業廃棄物	受付										
	内解決										
⑯ ふん・尿害	受付	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
⑰ 害虫等発生	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱ 火災の危険	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲ 動物死骸放置	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑳ その他	受付	0	11	15	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	11	15	0	0	0	0	0	0

公害苦情受付件数の推移



4 大気環境

● 大気の状態

大気測定結果（県調査）

測定地点：伊那合同庁舎

年度	二酸化硫黄 年平均値(ppm)	二酸化窒素 年平均値(ppm)	光化学オキシダント 年平均値(ppm)	浮遊粒子状物質 年平均値(mg/m ³)
平成13年	0.005	0.012	0.029	0.021
平成14年	0.004	0.012	0.031	0.017
平成15年	0.004	0.012	0.033	0.018
平成16年	0.003	0.012	0.034	0.017
平成17年	0.004	0.011	0.035	0.017
平成18年	0.004	0.013	0.030	0.017
平成19年	0.003	0.009	0.030	0.015
平成20年	0.004	0.008	0.035	0.014
平成21年	0.003	0.010	0.035	0.013
平成22年	0.003	—	—	0.012
平成23年	0.003	—	—	0.021
平成24年	0.003	—	—	0.017
平成25年	0.003	—	—	0.018
平成26年	0.003	—	—	0.018

資料：長野県水大気環境課

○大気の汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正 平成13年4月20日環境省告示第30号）

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

● 交通騒音の

交通騒音

自動車交通騒音調査結果

年 度	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成24年		平成25年		平成26年		環境基本法	騒音規制法	
測 定 場 所	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	環境基準	要請限度	
国道153号（小町屋）	70	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C 類型	c 区域	
国道153号（福岡）	-	-	73	70	74	71	73	69	71	67	71	67	67	59	67	59	-	-	-	-	-	-	C 類型	c 区域	
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	69	64	68	64	66	62	68	63	68	62	68	62	-	-	68	62	-	-	-	-	-	65	59	B 類型	b 区域
新春日街道（北割二区）	71	67	73	68	72	68	72	67	71	67	70	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新春日街道（八幡原付近）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	67	71	65	-	-	-	-	-	-	-	-	
国道153号バイパス飯田方面行き（町二区）	-	-	-	-	61	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B 類型	b 区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（町四区）	-	-	-	-	-	-	65	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C 類型	c 区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（小町屋）	-	-	-	-	-	-	-	-	61	54	-	-	-	-	-	-	-	65	57	-	-	-	C 類型	c 区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	62	-	-	-	-	-	-	-	-	C 類型	c 区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（経塚）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	58	-	-	-	-	-	-	B 類型	b 区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（町二区）	-	-	-	-	61	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B 類型	b 区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（町四区）	-	-	-	-	-	-	66	61	-	-	-	-	-	-	-	-	60	56	-	-	-	-	C 類型	c 区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（小町屋）	-	-	-	-	-	-	-	-	61	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C 類型	c 区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	61	-	-	-	-	-	-	-	-	C 類型	c 区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（赤須東）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	58	-	-	-	-	-	-	B 類型	b 区域	
国道153号（北町）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	63	66	60	-	-	65	58	-	-	-	-	-	B 類型	b 区域	
古田切線（下平）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央自動車道西宮線（北割一区切石）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	51	-	-	-	-	-	-	61	61	-	-	-	-	-	
中央自動車道西宮線（南割区）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	66	-	-	-	

※基準適用外である新春日街道及び古田切線を除き、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」に於

資料：駒ヶ根市環境課

環境基準超過 環境基準及び要請限度超過

地域評価(面的評価)結果

年度	評価箇所	評価区間全体①+②			近接空間①			非近接空間②		
		戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)	戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)	戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)
平成15年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 (上穂北)	56	0	1	19	0	0	37	0	1
平成16年	国道153号バイパス飯田方面行き (町二区)	18	0	0	6	0	0	12	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き (町二区)	15	0	0	4	0	0	11	0	0
平成17年	国道153号バイパス飯田方面行き (町四区)	12	0	0	3	0	0	9	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き (町四区)	19	0	0	8	0	0	11	0	0
平成18年	国道153号飯田方面行き (福岡)	63	17	18	22	16	16	41	1	2
	国道153号伊那方面行き (福岡)	33	6	11	12	6	6	21	0	5
平成19年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 国道方面行き (上穂北)	13	0	0	4	0	0	9	0	0
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 駒ヶ根IC方面行き (上穂北)	41	0	0	13	0	0	28	0	0
平成20年	国道153号バイパス飯田方面行き (飯坂)	27	0	0	9	0	0	18	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き (東町)	11	0	0	2	0	0	9	0	0
平成21年	国道153号バイパス飯田方面行き (経塚)	22	0	0	6	0	0	16	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き (赤須東)	15	0	0	3	0	0	12	0	0
平成24年	一般国道153号 (旧道)	285	0	0	117	0	0	168	0	0
	一般国道153号 (伊南バイパス)	230	0	0	69	0	0	161	0	0
平成25年	中央自動車道西宮線	46	0	2	14	0	0	32	0	2
	一般国道153号	435	0	0	203	0	0	232	0	0
平成26年	中央自動車道西宮線	34	0	9	12	0	3	22	0	6
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 (上穂北)	173	0	0	45	0	0	128	0	0

資料:駒ヶ根市環境課

○騒音に係る環境基準 (平成10年9月30日環境庁告示第64号) (抜粋)

地域の 類型	基準値		類型をあてはめる地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法 (平成5年法律第91号) 第16条第2項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(注)

- 1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域 (以下「道路に面する地域」という。) については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道 (市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。) をいう。
 - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- (注) 評価手法は、等価騒音レベル (L A e q) とする。

○騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成11年3月25日県告示第182号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	A	A	A	A		B	B	B			C	C	C	C			駒ヶ根市が告示

○騒音規制法に基づく規制基準等（抜粋）

1 規制基準等

●特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和50年2月27日 県告示第97号）

時間の区分 区域の区分	昼間 （午前8時から 午後6時まで）		朝 （午前6時から 午前8時まで） 夕 （午後6時から 午後9時まで）		夜間 （午後9時から 翌日の午前6時 まで）
第1種区域	50 デシベル		45 デシベル		45 デシベル
第2種区域	60 デシベル		50 デシベル		50 デシベル
第3種区域	65 デシベル		65 デシベル		55 デシベル
第4種区域	70 デシベル		70 デシベル		65 デシベル

（備考）

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度という。
- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

●騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
（要請限度）（平成12年3月30日 県告示第209号）

区域の区分	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において「幹線道路を担う道路に近接する区域」については上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。

昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
75 デシベル	70 デシベル

（備考）

- 1 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
 - ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ・ 2車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路 20メートル

2 指定地域

●騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	1	1		2	2	2	2	2			3	3	3		4			駒ヶ根市が告示

（備考）

1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。

2 表中の1、2、3及び4は、それぞれ第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域を表す。

3 指定状況は平成26年3月31日現在

●騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	a	a	a	a		b	b	b			c	c	c	c			駒ヶ根市が告示

（備考）

1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。

2 表中のa、b、及びcは、それぞれa区域、b区域、及びc区域を表す。

3 指定状況は平成26年3月31日現在

5 水環境

● 河川等の水質状況

平成26年度 市内河川・湖沼水質測定結果

水質測定の各項目ごと、環境基準の値（目標値）に照らし合わせて現状を捉えました。

〔環境基準とは〕

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められた行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

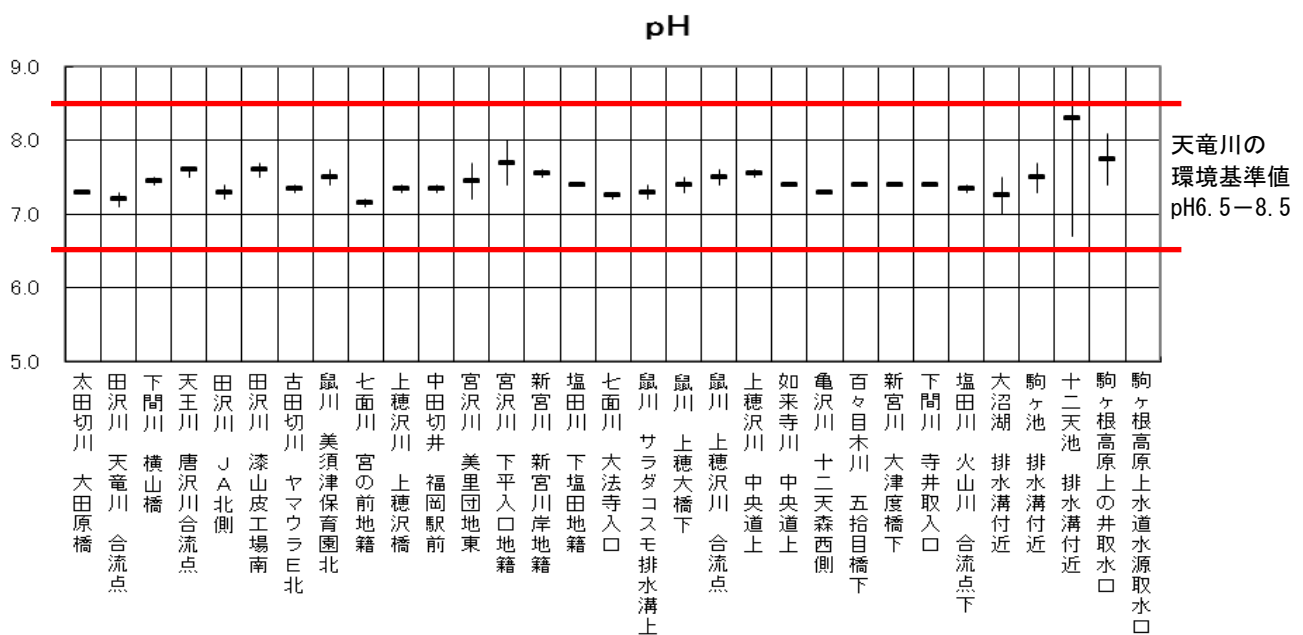
また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

（環境省HP参照）

- ・ 縦棒の上下は最大値と最小値を示し、一印は平均値を示しています。
- ・ 測定値が0.5mg/L未満または1mg/L未満の場合は、0.5mg/Lまたは1mg/Lとしています。

pH(水素イオン濃度)

河川のpHは、6.5-8.5が適正とされており、pH7が中性、これより数値が高いとアルカリ性、低いと酸性であることを示します。調査対象河川、湖のpHは全ての箇所で適正值の範囲であり、生物の生息等にも適した状態と言えます。

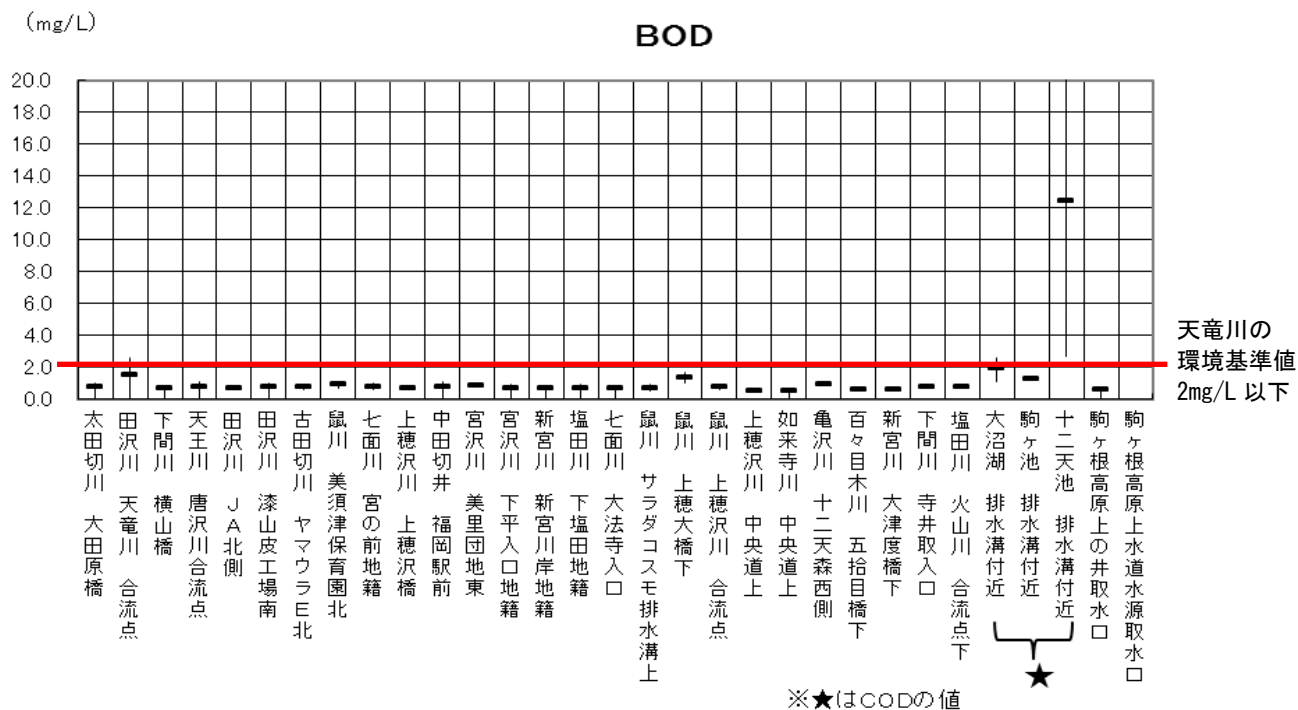


BOD(生物化学的酸素要求量)

微生物が、水中の有機物を分解するために必要とする酸素の量です。河川の汚れの度合いを示す代表的な指標で、一般的には、この数値が大きいほど川が汚れていることになります。

調査対象河川、湖は十二天池の排水溝付近を除き、年平均 2mg/L 以下であります。また、その多くが年平均 1mg/L 未満を示しており、この数値は、人の手が入っていないきれいな河川と同等の水質だと言えます。

【参考】 BOD 値の年平均 天竜川 伊那市中央橋付近 1.9 吉瀬ダム上流付近 1.6 ※H26 長野県調査

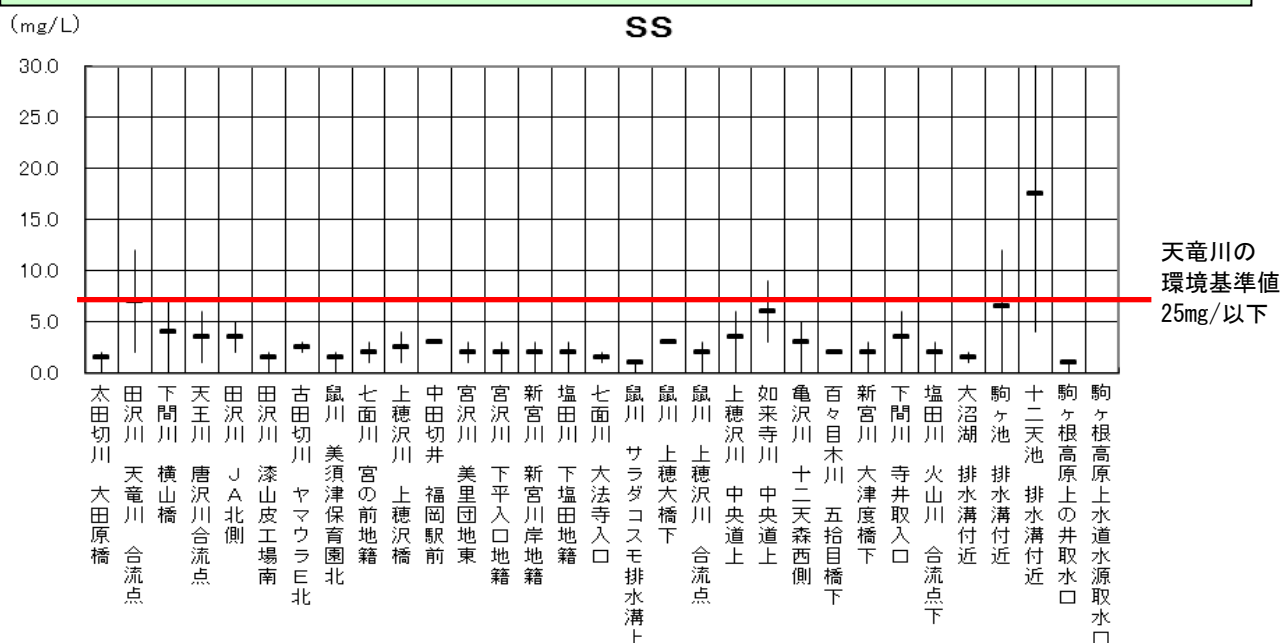


SS (浮遊物質)

粒径 2mm 以下で、水中をただよっている物質の量で、土や石の微粒子・プランクトンやその死骸、下水・工場排水などに含まれる沈殿物などです。これが多いと川底にヘドロ等がたまったり、魚介類に悪影響を及ぼしたりします。

調査対象河川、湖は、十二天池排水溝付近を除き、年平均 10mg/L 未満であり、河川の環境基準の目標値 25mg/L 以下、湖の目標値 15mg/L 以下を達成しています。

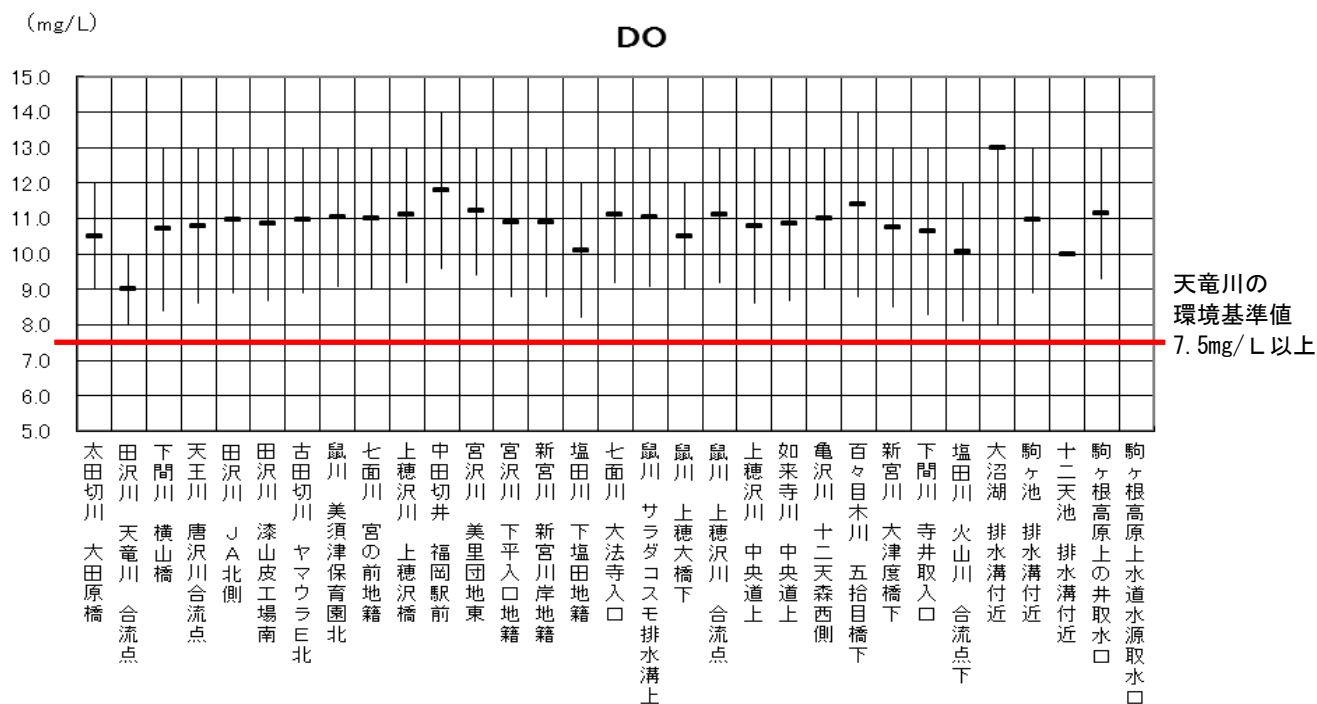
【参考】 天竜川伊那市中央橋付近 9 吉瀬ダム上流付近 7 ※H26 長野県調査



DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量です。水中の酸素が少なくなると数値が低下し、3mg/L 以下になると悪臭が発生したり、魚介類等の生物が窒息死したりします。

調査対象河川、湖は、全て年平均 9mg/L 以上で、生物の生息に十分な酸素が含まれていると言えます。



生活環境の保全に関する項目の測定地点別環境基準達成状況(平成26年度)

測定地点名		pH			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			DO (mg/L)		
		最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値
天竜川水系4河川	太田切川 大田原橋	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	田沢川 天竜川 合流点	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	下間川 横山橋	7.4	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	天玉川 唐沢川合流点	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
主要11河川	田沢川 JA北側	7.2	7.4	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	田沢川 漆山皮工場南	7.5	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	古田切川 ヤマウラ北	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	鼠川 美須津保育園北	7.4	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	七面川 宮の前地籍	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
	上穂沢川 上穂沢橋	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	中田切井 福岡駅前	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	宮沢川 美里団地東	7.2	7.7	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	宮沢川 下平入口地籍	7.4	8.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
	新宮川 新宮川岸地籍	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	塩田川 下塩田地籍	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	七面川 大法寺入口	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
市内主要河川	鼠川 サラダコスモ排水溝上	7.2	7.4	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	鼠川 上穂大橋下	7.3	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	鼠川 上穂沢川 合流点	7.4	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	上穂沢川 中央道上	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	如来寺川 中央道上	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	亀沢川 十二天森西側	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	百々目木川 五拾目橋下	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	新宮川 大津度橋下	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	下間川 寺井取入口	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	塩田川 火山川 合流点下	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
市内主要湖沼	大沼湖 排水溝付近	7.0	7.5	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	駒ヶ池 排水溝付近	7.3	7.7	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	十二天池 排水溝付近	6.7	9.9	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3
高原河川	駒ヶ根高原上の井取水口	7.4	8.1	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
	駒ヶ根高原上水道水源取水口												
参考	環境基準(A類型 天竜川)	6.5以上8.5以下			2mg/L以下			25mg/L以下			7.5mg/L以上		

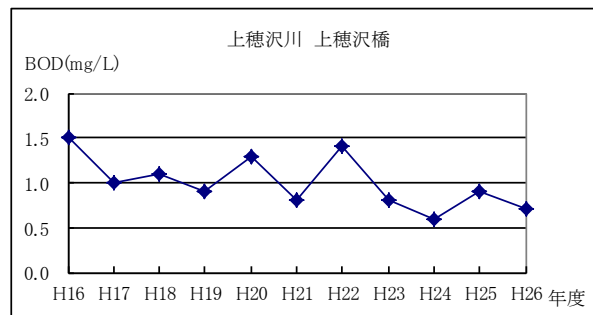
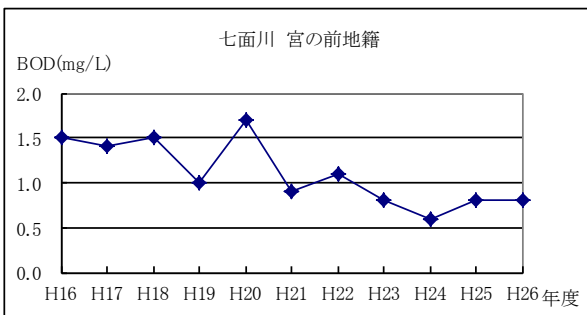
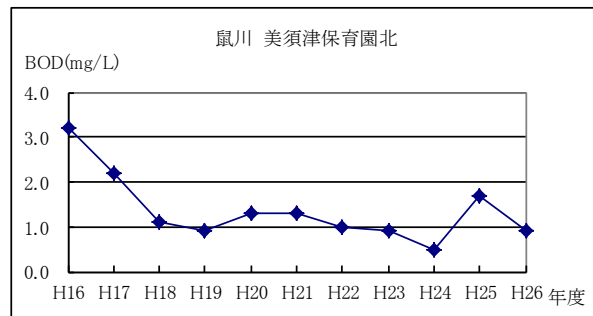
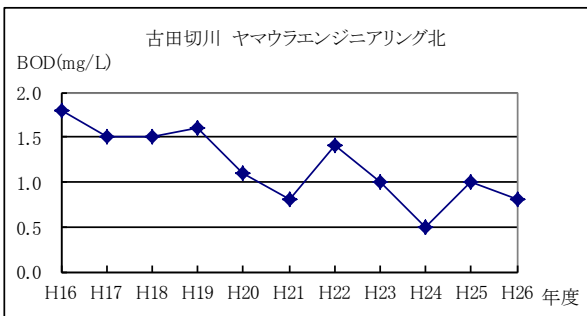
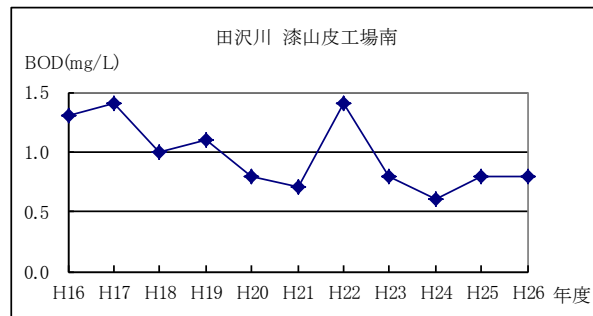
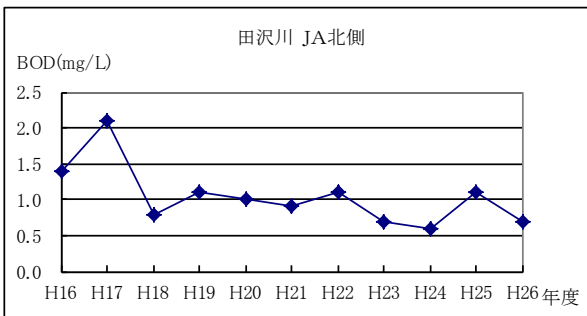
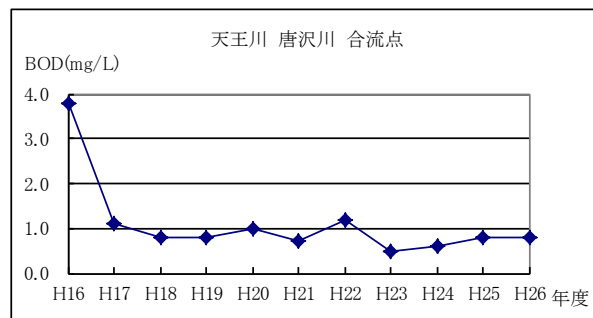
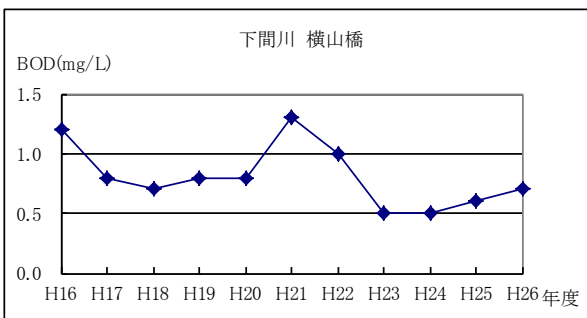
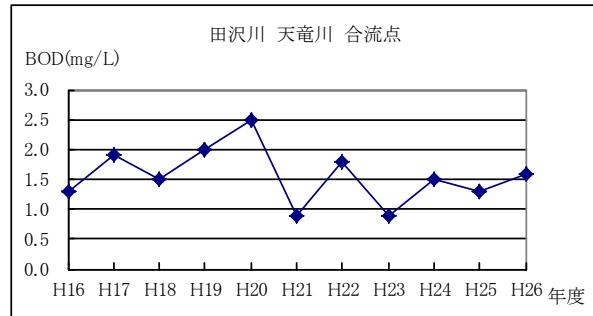
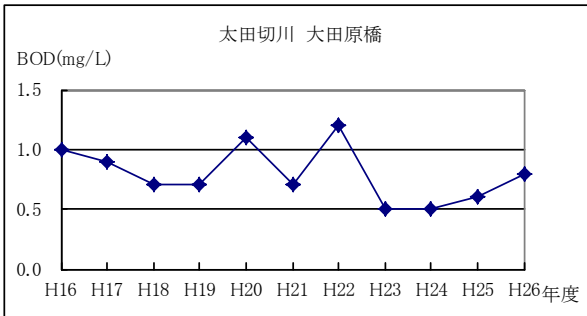
- ※注1 年2回の測定結果である。
- ※注2 測定値が0.5mg/L未満または1mg/L未満の場合は、0.5mg/Lまたは1mg/Lとして平均値の計算をしている。
- ※注3 市内主要湖沼のBOD欄はCODの測定値である。
- ※注4 参考として天竜川(三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで)の環境基準値を掲載した。下線はその基準値を超過した数値である。

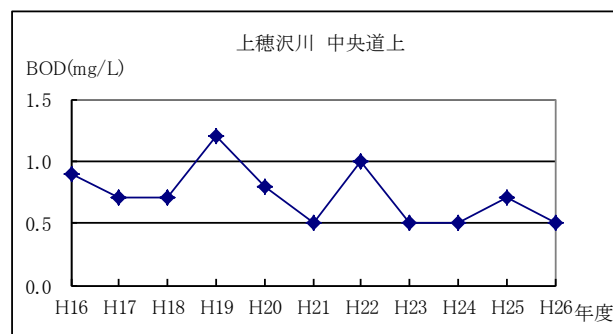
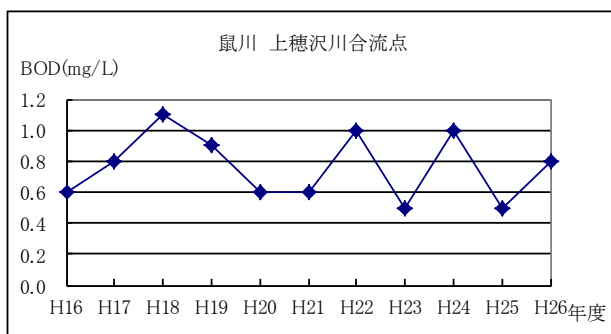
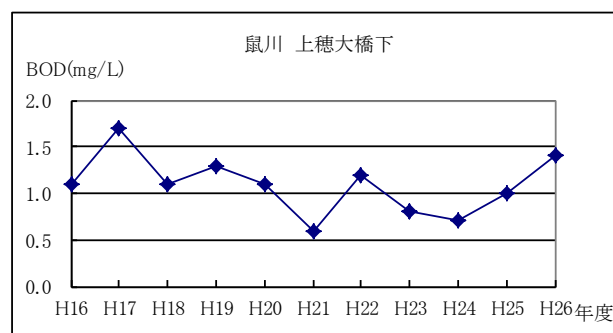
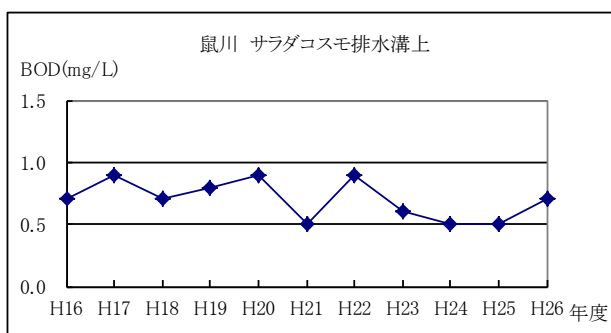
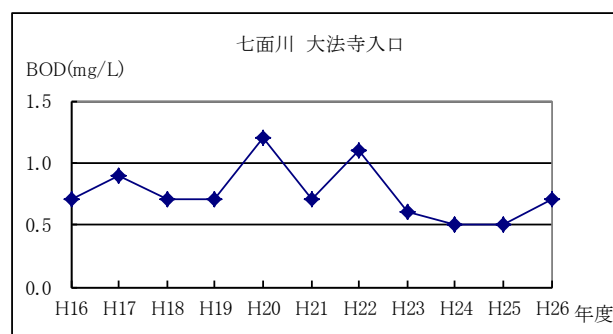
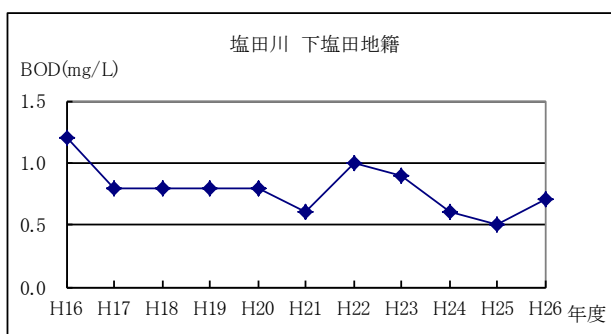
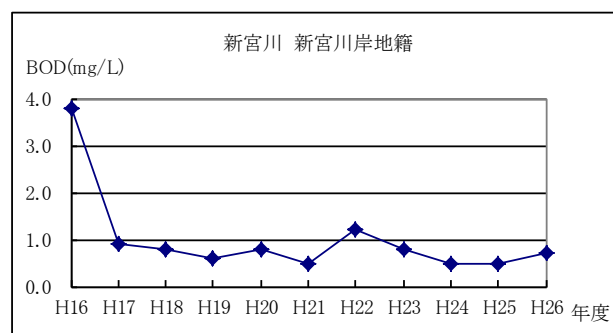
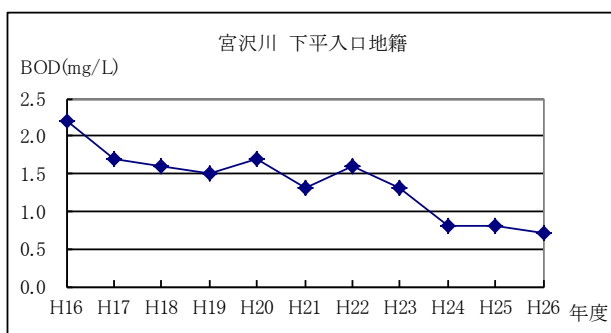
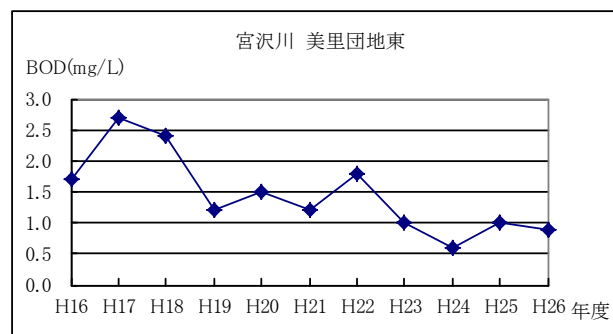
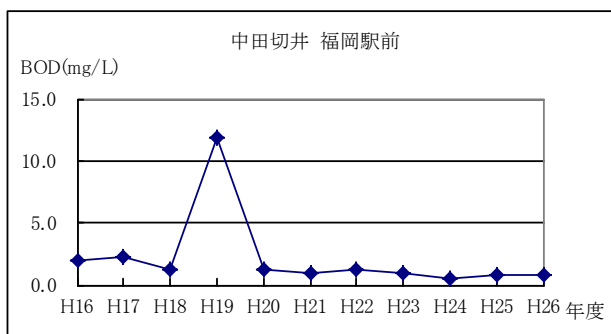
市内水質検査測定地点のBOD(生物化学的酸素要求量)の推移

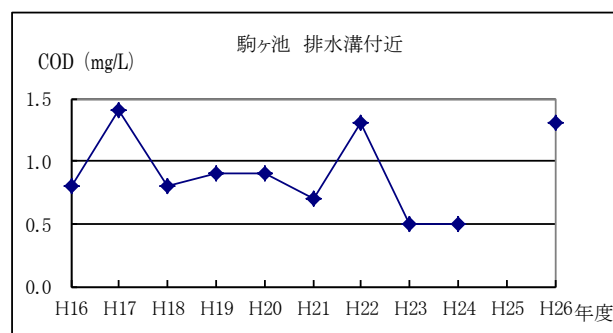
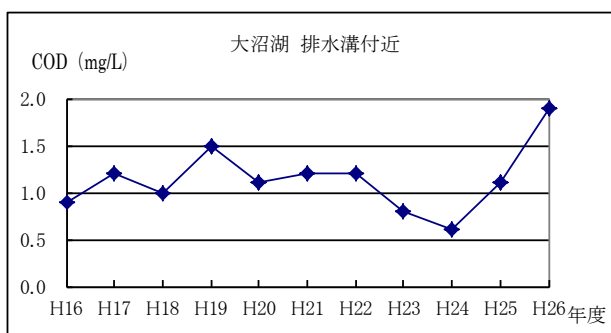
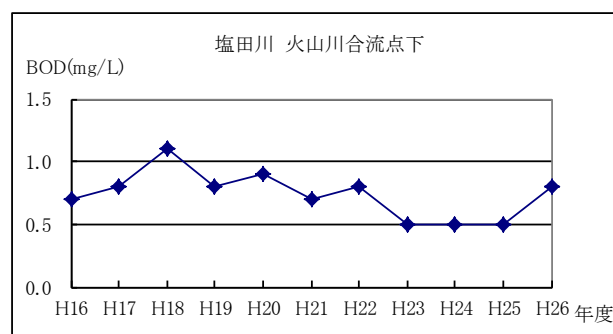
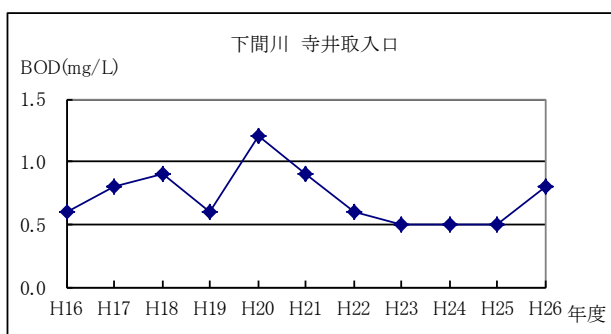
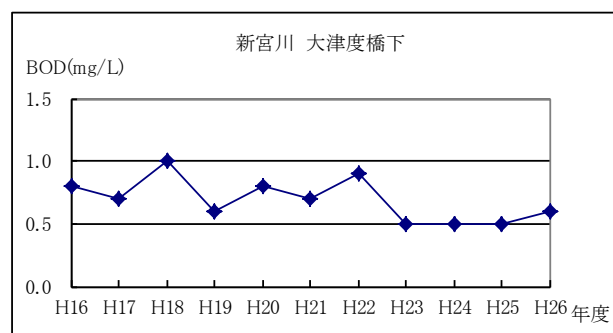
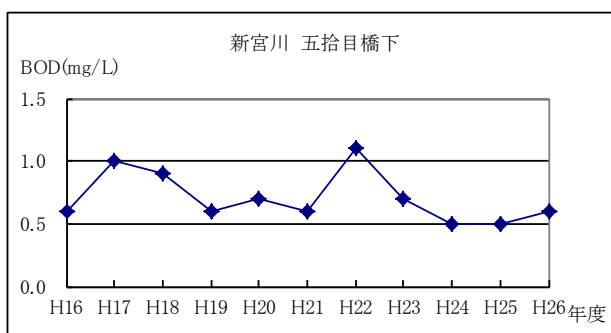
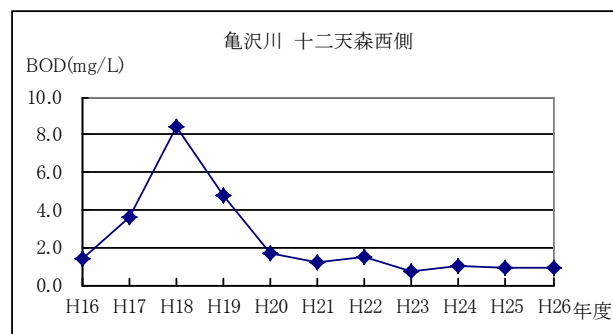
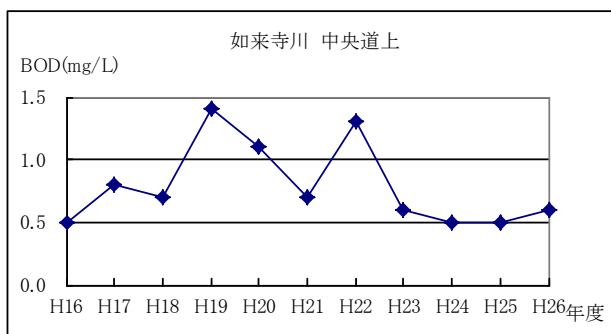
注1 年2回又は4回測定の間平均値である。

注2 測定値が0.5mg/L未満の場合は、0.5mg/Lとして平均値を算出している。

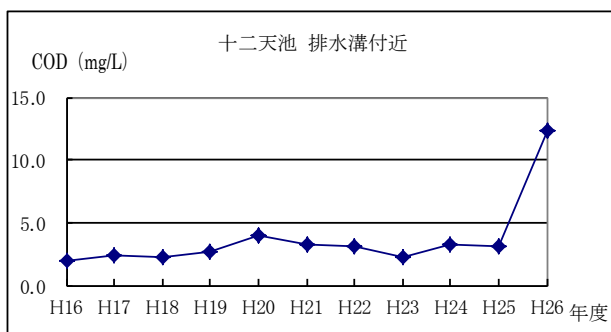
※ 十二天池 排水溝付近以外は、天竜川の環境基準値2.0mg/L以内である。







※H25 湖床工事の為データ無し



資料:駒ヶ根市環境課

○生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正平成15年11月5日環境省告示第123号)

1 河川

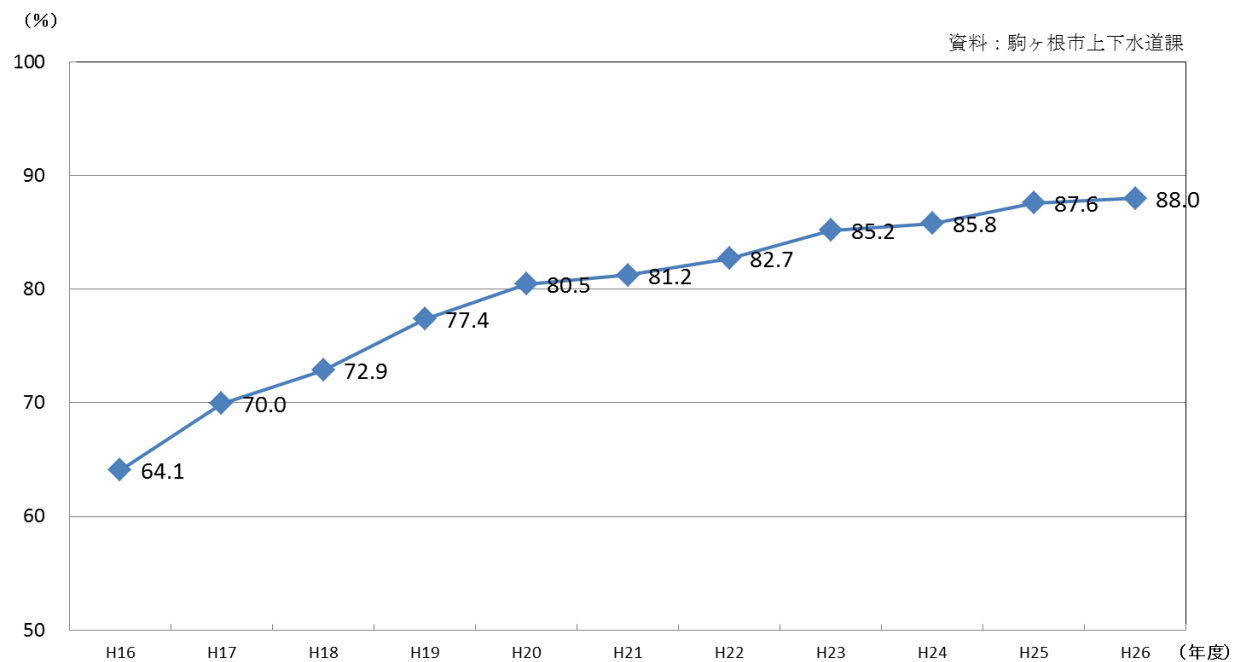
類型 項目	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		省略					

2 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

類型 項目	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		省略					

● 水洗化の状況

水洗化率の推移(公共下水道+農集排+合併浄化槽)



6 自然環境

● 土地利用状況

地目別土地面積の推移

(単位：k m²)

年度	総面積	課税対象地計							非課税地
		田	畑	住宅	山林	原野	その他		
昭和45.1.1	163.53	61.28	18.62	8.00	2.66	19.67	12.13	0.20	102.25
50.1.1	163.53	56.06	18.24	6.98	3.59	16.18	10.83	0.24	107.47
55.1.1	163.53	55.97	18.08	6.41	4.08	16.05	10.74	0.61	107.56
60.1.1	163.53	56.89	18.06	5.92	4.88	18.10	9.02	0.91	106.64
平成 2.1.1	165.92	56.75	18.01	5.51	5.43	17.74	8.70	1.36	109.17
7.1.1	165.92	56.42	17.62	4.81	6.31	17.42	8.64	1.62	109.50
12.1.1	165.92	56.26	17.08	4.25	7.14	17.58	8.67	1.54	109.66
17.1.1	165.92	55.65	16.53	3.95	7.55	17.09	8.67	1.86	110.27
18.1.1	165.92	55.04	16.32	3.99	7.59	16.65	8.64	1.85	110.88
19.1.1	165.92	55.05	16.25	3.96	7.69	16.63	8.66	1.86	110.87
20.1.1	165.92	55.07	16.14	3.93	7.83	16.64	8.68	1.85	110.85
21.1.1	165.92	55.11	16.09	3.92	7.90	16.63	8.73	1.84	110.81
22.1.1	165.92	55.13	16.07	3.91	7.97	16.62	8.73	1.83	110.79
23.1.1	165.92	55.15	16.04	3.91	8.01	16.62	8.73	1.84	110.86
24.1.1	165.92	55.09	16.01	3.91	8.03	16.58	8.70	1.84	110.83
25.1.1	165.92	55.08	15.97	3.90	8.08	16.59	8.69	1.85	110.84
26.1.1	165.92	55.00	16.06	3.98	8.12	16.54	8.65	1.65	110.92

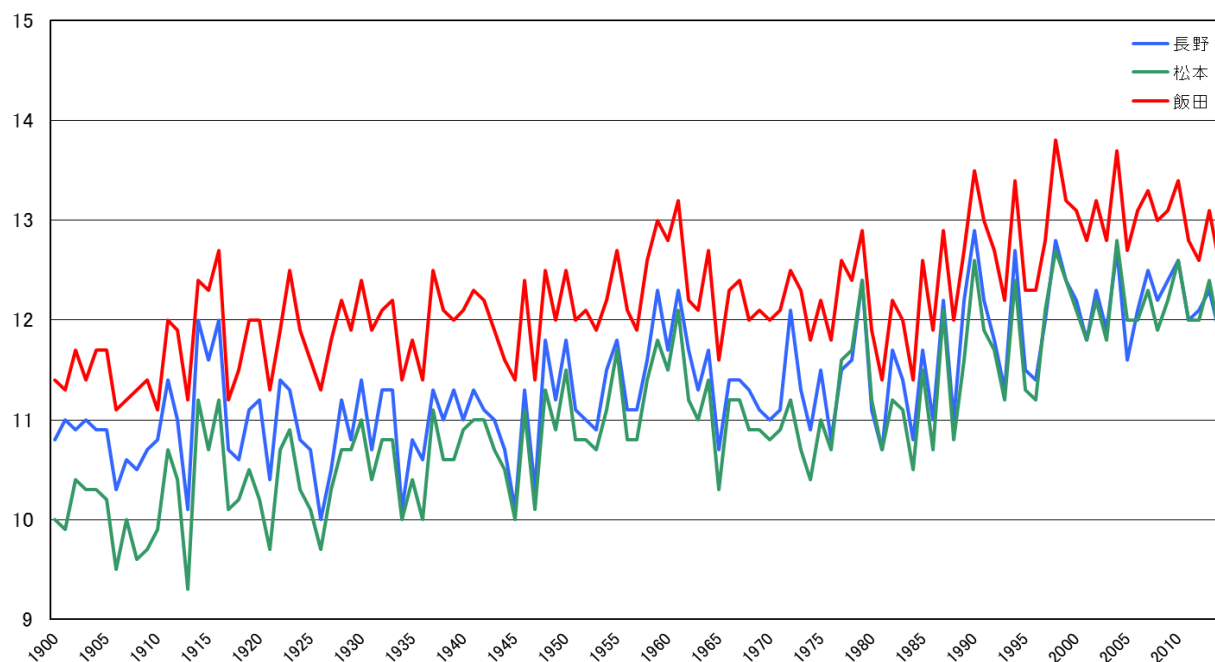
(注) 市の総面積昭和63年10月1日変更
宮田村との境界一部未定

資料：税務課（概要調書）

● 気象状況

(°C)

県内各地の平均気温の推移



長野気象台電子閲覧室より抜粋

Ⅳ 環境指標の評価（目標達成進捗状況）

長期 目標	目標項目				現状値（進捗状況）										目標値	
					H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H29 (2017)		
1-1 省エネルギー・ 新エネルギーを すすめるよう	二酸化炭素排出量削減		現状値 H2(1990)	目標値 H24(2012)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H29 (2017)	
	①	排出量(t-CO2)	197,793	185,925 (1990比-6%)	276,247	277,318	275,982	261,507	255,091	260,943	268,533	268,921	263,429	185,925t	(H24)	
	②	1人当たり排出量(t-CO2)	6.04	5.68 (1990比-6%)	8.03	8.03	7.96	7.54	7.47	7.95	7.99	8.12	7.67	5.68t	(H24)	
	2	環境家計簿モニター世帯			0世帯	17	17	17	17	17	17	17	17	17	500世帯	
	3	省エネ取組登録事業所			0事業所										50事業所	
	4	省エネ事例集の作成・追加(省エネ事例等のPR)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年1回	
	5	市内一斉ライトダウンキャンペーンの実施			年0回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年1回	
	6	省エネ診断士(駒ヶ根版)制度をつくる			0										1(作成)	
	7	太陽光発電システム設置世帯			189世帯	208	226	260	392	573	768	923	1066	2,400世帯		
	8	公共施設の太陽光発電、太陽熱利用設備の設置			0箇所	0	4	9	12	18	28	29	29	10箇所		
	9	公共施設への改良型ベレットストーブ設置台数			10台	14	18	20	22	22	22	22	22	20台		
	10	家庭へのベレットストーブ設置台数				2	4	4	5	8	9	17	20	100件		
	11	新エネを利用する車、農業など事業用機械等			0%									90%		
1-2 地球にやさしい 交通をすすめるよう	1	環境配慮歩道・歩車共存道路の整備 (基準づくりから。通学路等の優先度の高いものからなど)				0.7	0.8	2.6	3.8	4.4	5	5	5	新規延長 5km		
	2	自転車専用道路等の整備（法改正による歩道内の自転車専用、また国・県施工を含めるなどの基準づくりから）			0km	0	0	0	0	0	0	0	0	新規延長 5km		
	3	普通の駐輪場整備 (まずは整備の基準づくりから。民間施工管理を含める。)			0箇所 (市管理7箇所)	0 (市管理7箇所)	0 (市管理7箇所)	0 (市管理7箇所)	0 (市管理15箇所)	0 (市管理15箇所)	0 (市管理16箇所)	0 (市管理16箇所)	0 (市管理16箇所)	新規整備 5箇所		
	4	こまちちゃん自転車などの貸出し拠点の整備			0箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	2箇所		
	5	ノーマイカー通勤等参加事業所						2	2	3	2	2	2	40事業所		
	6	こまちちゃんバスの通勤・通学への利用路線拡大 (平成25年5月こまちちゃんバス廃止)			(2路線)	0	0	0	0	0	0			5路線		
	7	エコドライブ講習会				1	1	1	1	1	1	1	1	50回		
1-3 環境活動に 配慮した 公共事業・事	1	環境マネジメントシステムの取組事業所 (ISO14001、エコアクション21など)			24事業所	29	29	29	29	31	31	32	39	50事業所		
	2	環境に配慮した事業者のネットワーク参加事業所				13	13	13	13	13	13	13	18	100事業所		
	3	環境配慮実践事業者の誘致数 (基準づくりから)				1	2	2	2	3	3	3	3	5事業所		
	4	市職員環境研修会の開催数				0	1	1	1	1	1	1	1	10回		
	5	環境配慮型公共事業・環境配慮契約の件数 (マニュアルづくりから)												10件		

長期 目標	目標項目		現状値(進捗状況)									目標値
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H29 (2017)
2-1 やさしい捨て方で製品を選ばず、地球にやさしい	1	マイバッグ持参率	25.24%	34.24%	45.80%	46.80%	51.80%	56.80%	54.62%	60.48%	56.80%	80.00%
	2	環境に配慮した小売店等 (エコ商店認定基準づくりから)										20店
	3	レジ袋減量等推進店の数	(70件)	70	70	70	70	70	70	70	70	200店
	4	エコイベントの数 (基準づくりから。把握は報告制等)	(1)	2	4	5	6	8	10	12	14	100
2-2 よくを出して分別・資源化し	1	家庭系1人1日あたりの資源物・ごみ排出量	500g	485.1g	468.8g	460.1g	448.0g	444g	440g	441g	450g	(H27) 410g
	2	家庭系分別資源化率	33.24%	33%	32%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	(H27) 42%
	3	生ごみ資源化世帯率 (全世帯の資源化を目指して)	24.59%	25%	27%	29%	30%	29%	29%	30%	30%	100%
	4	事業系一般廃棄物(可燃ごみ)年間排出量	2,664t	2,832t	2,534t	2,165t	2,157t	2,164t	2,133t	2,228t	2,122t	(H27) 2,170t
	5	市役所本庁のごみ排出量(可燃ごみ△25%、その他△5%)	28.2t	23.9t	25.2t	20.8t	22.8t	20.0t	22.6t	19.2t	22.0t	(H27) 24.8t
2-3 しし水よう資源効をに大活用	1	市民1人あたりの水道使用量	年110㎡	110㎡	106㎡	105㎡	105㎡	104㎡	104㎡	103㎡	101㎡	年99㎡
	2	雨水の有効利用(公共施設分)	2施設	2	2	2	2	2	3	5	5	10施設
	3	家庭井戸水水質検査数	157件	152	125	167	144	164	117	135	150	160件/年
3-1 公害の心配をなくろう	公害苦情の減少	総数(不法投棄H26、8件を除く)	92件	72	64	44	26	9	10	26	9	0件
		大気汚染	33件	32	36	13	19	7	6	12	5	0件
		水質汚濁・土壌汚染	35件	11	15	28	4	2	4	7	3	0件
		騒音・振動	6件	7	7	3	1	0	0	4	1	0件
		悪臭・その他	18件	22	6	0	2	0	0	3	0	0件
3-2 まちの不法投棄をなくよう	1	不法投案件数	159件	135	123	69	25	18	10	9	8	0件
	2	清掃活動実施者・団体数				29	31	60	67	78	76	100団体
	3	ごみゼロ運動等への参加者										5,000人/年
3-3 まちの緑地を大切にしよう	1	災害に強い樹種で整備した防災緑地など		0	0	0	2	2	3	3	3	5箇所
	2	防災水路を兼ねた水辺の整備		0	0	0	0	0	0	0	0	5箇所
4-1 多様な生物を守ろう	1	自然保護地区等の指定数	(1地区)	0	0	0	0	0	0	0	0	3地区
	2	希少な動植物を保全するための仕組みづくり	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1(作成)
	3	保護群落等の指定数		0	0	0	0	0	0	0	0	10箇所
	4	侵略的外来生物の駆除活動		5	10	25	35	45	78	112	131	100件

長期 目標	目標項目		現状値(進捗状況)									目標値
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2017)
4-2 自然環境に 配慮した景観・ 緑豊かな住環境	1	自然セミナー、講演会等の年開催数	0	1	3	2	0	1	0	0	0	1回/年
	2	緑のネットワーク機能の調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(調査)
	3	協働・里親的制度などによる街路樹や公園緑地などの整備・管理	22箇所 (うち里親2)	0	4	5	5	12	12	13	13	新規 10箇所
	4	地域の意見を聴いて整備した街路樹・公園緑地数		0	2	3	4	8	9	9	9	新規 3箇所
	5	都市公園の整備面積と箇所数	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	60ha 25箇所
	6	景観育成住民協定地区数	7地区	8	8	8	8	8	9	9	9	10地区
	7	道路を含めた公共施設の照明への配慮件数		0	0	0	4	4	5	6	6	50箇所
4-3 生き物が 豊かで、 遊びたくなる 水辺を復活	1	水辺の乗校等の動植物に配慮した河川や水路の整備	8箇所 うち学校3	0	0	0	1	1	1	1	1	新規 3箇所
	2	ゲンジボタルの生息地	2箇所	0	1	1	1	1	1	1	1	4箇所
	3	ため池・湧水の環境整備	(3箇所)	0	0	0	0	1	1	2	1	新規 4箇所
	4	天竜川へ流入する河川の天竜川合流部でのBOD	1.0mg/L	1.0mg/L	1.2mg/L	0.9mg/L	1.3mg/L	0.7mg/L	1.4mg/L	0.8mg/L	0.6mg/L	0.5mg/L
	5	水洗化率(公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽)	72.90%	77.40%	80.50%	81.20%	82.60%	85.10%	85.80%	87.60%	88.00%	95.00%
	6	河川清掃の年回数(一斉清掃以外に地域・愛護会など)		27	24	31	53	64	67	72	76	500回/年
	7	透水性舗装(歩道・車道)の整備(国県施工を含む)		2	3	4	6	7	7	7	7	新規 10箇所
4-4 身近な 森林を 守り、	1	自然遊歩道の整備	(5箇所)	5	5	5	7	7	7	7	7	8箇所
	2	自然観察会回数		5	10	13	16	19	22	25	28	40回
	3	残したい自然マップの作成	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1 (早期作 成)
	4	市民が行う里山などの保全活動	3件	6	10	14	15	17	19	20	22	200件
4-5 環境に 配慮し ながら	1	エコファーマー認証取得農家数(農業生産法人を含む)	7人	13人	14人	15人	7人	7人	7人	4人	4人	37人
	2	学校給食の地産地消割合 (地産=上伊那圏域・カロリーベース)	46.80%	41.50%	49.40%	品目38.1% 重量46.8%	品目46.6% 重量61.1%	品目43.3% 重量54.2%	品目45.6% 重量55.8%	品目45.4% 重量55.7%	品目45.7% 重量55.6%	50.00%
	3	市民農園数・面積	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,814㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	5箇所 5,000㎡
5-1 環境 活動が 広がる	1	環境に関する市民や市民グループの連携の機会	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	2	環境活動助成制度の実施	28件	34	38	42	50	60	67	74	82	新規 300件
	3	エコポイント獲得者数	0	0 (未実施)	0 (未実施)	983	5,302	8,402	10,769	12,450	13,981	2,000,000 人
	4	エコポイント事業数	0	0 (未実施)	0 (未実施)	9	17	13	6	16	12	30事業

長期 目標	目標項目		現状値(進捗状況)									目標値
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H29 (2017)
5-2 環境 信 心 を 高 め 民 を よ の 発	1	駒ヶ根市の環境レポート(白書)の作成・公表			0	1	1	1	1	1	1	1
	2	環境情報サービスの登録										500件
5-3 を 地 域 切 の コ ミ ュ ニ テ ィ	1	コミュニティ単位で実施する特色ある環境活動		1	1	2	3	13	15	16	16	20件
	2	自治会等での環境関係イベントの開催件数					1	2	3	4	5	320件
	3	毎月5日のエコライフ推進デーの実施(年回数)	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	12回/年
	4	毎月の推進テーマを決め、月単位に実施										毎年1
6-1 子 ど も た ち の 環 境 学 習 を す す め よ う	1	子どもたちが行う環境活動数		19	42	61	81	101	116	148	184	100件
	2	学校・保育園への環境サポーター等の出前環境講座	0回/年	0	0	0	14	9	7	7	2	10回/年
	3	子ども環境サミットへの参加者	0人	0	0	0	0	0	0	0	0	500人
	4	身近な生き物調査等の環境学習の実施		7	24	24	33	39	43	46	49	50回
	5	親子で観る環境教室の開催	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	25回
	6	食育・菜園講座への参加者	0人	102	997	2,437	4,726	5,880	7,327	8,887	10,377	2,000人
6-2 市 民 の 環 境 学 習 を す す め よ う	1	環境サポーターの登録者数(制度創設から)										100人
	2	環境サポーターの活動数(制度創設から)										200回
	3	環境講座への参加者	140人	0	40	200	265	1,846	2,161	2,487	2,857	2,000人
	4	市民環境情報広場の利用者(広場設置から)					5,411	6,489	6,381	8,205	8,944	10,000人
	5	環境施設の見学会の回数	(4回)	5	6	7	8	9	10	11	12	40回
	6	環境施設の見学会への参加者(除く学校)	(70人) 除く学校	103	136	169	202	235	268	301	331	1,000人
	7	環境市民大学の開設(開設の検討から)										開設

V 平成26年度の概要と今後の取組み

平成26年度取組み評価と課題

1 地球環境

駒ヶ根市の温室効果ガス排出量 【関連：P15】

太陽光発電を始めとした新エネルギーによる発電量は順調に増加している一方で、駒ヶ根市域の温室効果ガス排出量の推計値は、平成20年秋のリーマンショック以降、景気の後退に伴うエネルギー需要の減少に伴い温室効果ガスの排出量は一時減少し、平成22年以降増加傾向にありつつも、平成26年度は再び減少しました。

駒ヶ根市は産業部門の割合が大きいことから、今後持続可能な資源循環型の低炭素社会を構築するためには、環境に配慮した公共事業、事業活動を進めていくことが必要です。

自然（再生可能）エネルギーの推進 【関連：P4～P5】

太陽光発電の推進においては、市内累計で平成26年度末に12.4MWの発電施設導入を達成しました。太陽光はこれまで平成30年度までに市内累計9MW、年間およそ1千万kWhの電力を産み出すことを目標としてまいりました。

今後は、駒ヶ根市の恵まれた自然条件を活かし、小水力発電を含め新たな自然エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地域活用の促進を図る必要があります。

省エネルギー対策の推進

省エネルギーの推進においては、長野県や長野県温暖化防止活動推進センターの取組みと連携して、信州省エネパトロール隊による省エネ診断や、信州クールシェアスポット・あったかシェアスポット等、有効な制度の積極的な活用を図りつつ、今後もスピーディーかつ効果的な情報発信を行っていく必要があります。

●廃棄物・リサイクル

ごみの減量化・資源化 【関連：P6～P7、P16～P19】

家庭系ごみは、平成15年度のごみ処理有料化以降、日頃のごみ分別や資源回収等の取組みにより、減少したまま大きな変動もなく推移してきていますが、平成25年度に引き続き、平成26年度も、可燃、不燃ともにごみ量が増加し、1人1日当たりのごみ排出量も増加してしまいました。

雑紙回収や生ごみの水切り等、減量化への取組みの啓発が必要と考えます。

事業系については、平成25年度増加しましたが、平成26年度に再び減少に転じています。景気の動向に左右される面もありますが、総じて同水準で推移しています。

新ごみ中間処理施設建設に向けた取組

上伊那広域連合では、新ごみ中間処理施設の建設を平成31年度稼働を目指し、準備を進めています。施設の規模は、当初の予定より縮小し、日量118tとしました。これは、上伊那各市町村がごみ処理基本計画に掲げたごみ量の目標数値を達成していくことが前提となっています。従って、ごみ減量・資源化への取組みを今後も継続していくことが必要となります。

不法投棄の状況　〔関連：P8、P20〕

不法投棄件数は、平成19年度以降減少傾向にあり、平成26年度は、一般廃棄物が9件でした。平成18年度は一般廃棄物、産業廃棄物などが計163件でしたので、当時に比べるとおよそ20分の1に減少しました。

環境だより等による啓発活動、パトロール員による巡回、区との連携による看板設置、警察との連携など、様々な活動が市民の意識高揚に繋がり、成果が表れています。今後も不法投棄の発生抑制に繋がる施策の展開を図っていきます。

●公害苦情

公害苦情受付状況　〔関連：P9、P21〕

平成19年度以降減少傾向にあり、平成26年度は、大気汚染5件、水質汚染2件、土壌汚染1件、騒音1件、一般廃棄物8件の計17件となりました。

公害は未然に防止することが基本です。市民、事業者それぞれが環境保全に対する意識を高く持ち、公害の無いまちづくりを進めていきます。

●大気環境

大気の状態　〔関連：P22〕

長野県水大気環境課によると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定結果は、環境基準値以内であり、年度における値の変化も僅かなものでした。（測定地点：伊那合同庁舎）

●水環境

河川等の水質状況　〔関連：P9、P26～P34〕

市内主要河川・湖沼31箇所において、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）の定点観測を行っています。平成25年度に比べて、若干数値の増減はありますが、ほとんどは生物が生息や汚れ等についても問題の無い、良好な水質と言えます。

唯一、十二天池排水溝付近について、BOD、SSの数値に異常が見られる為、今後の調査において注視するとともに水質改善が必要です。

●自然環境

土地利用状況　〔関連：P35〕

地目別土地面積の推移は、長期的には農地が減少し、住宅地は増加傾向にあります。また、道路改良などにより、公共用地が増加傾向にあります。

地球温暖化が進み、将来的にも多くの危機が叫ばれる中、開発による生態系への影響に配慮しながら、自然環境の保全に努めていく必要があります。

気象状況　〔関連：P35〕

長野気象台による県内各地の平均気温の推移によると、年ごとの変化はあるものの、総じて上昇傾向にあるといえます。

駒ヶ根市第4次総合計画（環境関連抜粋）

基本目標4「豊かな自然を守り、快適に暮らせるまちづくり」（景観・環境保全）

- 豊かな自然、恵まれた生活環境を保全し、人と環境にやさしいまちをめざします。
- 雄大なアルプスや豊かな自然が織りなす景観を守るとともに、自然と調和したまちなみを創造し、市民が誇りを持てるまち、人々が訪れたいまちをめざします。

基本政策（政策の基本的な方向）

2 豊かな自然環境を守り育てます

前期基本計画（施策）

【】内はH30年度の達成目標値

1 再生可能エネルギーの推進

- 1 太陽光発電システムの普及を促進します【太陽光発電による発電量：9メガワット・達成済】
- 2 小水力発電の導入と再生可能エネルギーの普及拡大を促進します。
- 3 地球温暖化防止活動を推進します。【温室効果ガス排出量：200,342t-CO2】

2 環境保全の推進

- 1 公害の監視と、公害について相談しやすい環境をつくれます。
- 2 不法投棄の監視体制を強化します。【市民満足度（ごみの出し方が守られている）：3.75】
- 3 環境美化活動など意識の高揚に努めます。

3 資源循環型社会の形成

- 1 廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化によるごみを出さない取り組みを進めます。
【年間の家庭系ごみ排出量：5,245t】 【家庭系ごみ資源化率：32.0%】
- 2 廃棄物の適正な処理を進めます。

4 次世代に伝える景観を創り、守ります

前期基本計画（施策）

【】内はH30年度の達成目標値

1 景観に配慮したまちなみの創造

- 1 景観計画を推進します。【景観育成住民協定の件数：9地区達成済】
【市民満足度（美しい景観や歴史的景観が保たれている）：3.90】
- 2 屋外広告物への取り組みを進めます。
- 3 市民事業者の意識づくりに努めます。
- 4 景観まちづくりを発信します。

（８）豊かな自然との共生と景観づくり

「アルプスがふたつ映えるまち」に象徴される豊かな美しい自然は、全市民の宝であり、これが保たれていることは、全市民の願いであり、これを守ることは今に生きる私たちの責任です。

そしてこの雄大なアルプスから湧き出る豊かな水は、私たち共有の資源です。自然環境を保全するとともに、豊かな水を将来にわたって享受できるよう水資源を保全するための取り組みを進めます。

天与の財産である雄大な景色や豊かな自然、先人が築いてきた美しい街並みや農村風景など良好な景観を守り続けるなど、この豊かな景観を保全育成し、また、自然と調和した新たな景観を創造することは、私たちにとって誇れるふるさととなり、一方、訪れる人々へのおもてなしとなることから、市の活性化や発展につながります。

駒ヶ根市らしい景観を未来へとつないでいけるよう、市民、事業者、行政が協力し合い、景観計画に基づく美しい景観形成を推進します。

目標

- ・ 景観計画に基づく景観形成やまちなみづくり
- ・ 水資源の保全

施策の方向

- ・ 環境保全の推進
- ・ 資源循環型社会の形成
- ・ 景観に配慮したまちなみの創造



（９）自然（再生）エネルギーの推進

恵まれた条件を活かし、自然エネルギーの普及拡大を進めます。

民間活力による地域に貢献する小水力発電の導入を推進します。

太陽光発電施設の設置目標 9 メガワット（一般家庭の年間消費電力の 4 分の 1 をまかなえる電量）は達成しましたが、地球温暖化防止のため、公共施設への設置を推進します。

目標

- ・ 自然エネルギーの導入促進
- ・ 公共施設の太陽光発電施設の設置促進

施策の方向

- ・ 太陽光発電施設や小水力発電施設設置の推進

VI 資料 駒ヶ根市環境保全条例

駒ヶ根市環境保全条例

平成 8 年 3 月 21 日
条例第 5 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)及び駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例(平成 7 年条例第 1 号)の規定に基づき、環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市民及び駒ヶ根市の区域に滞在する者をいう。
- (2) 環境の負荷 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) 地下水 地表面より下に存在する水(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定する温泉及び鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 3 条第 1 項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。)をいう。

(環境保全の基本理念)

第 3 条 環境の保全は、自然の恵みの消費や自然との共生に配慮した自然にやさしいまちづくりを基本に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを未来に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球上の一自治体として、またそれを構成するすべての市民があらゆる能力を生かし推進されなければならない。

4 自然環境及び水資源の保全は、住民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、市の産業を支える重要な資源として、市の発展及び産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わることから、これら産業製品及び地下水等資源の品質に対する社会的評価の維持及び増進並びに水道水源及び天竜川水系の水質保全に寄与するために、全ての者がそれぞれの責務を果たすと同時に、役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより、環境への負荷とならないように努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、最大限必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(燃焼不適物等の燃焼の禁止)

第 7 条 何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(投棄等の禁止)

第 8 条 何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨て、廃棄物を放置する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。

(埋め立て及び焼却の抑制)

第 9 条 何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋め立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第 10 条 何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(地下水の保全)

第 10 条の 2 何人も、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全及びかん養並びに適正な利活用に努めなければならない。

(土壌等の汚染防止)

第 11 条 何人も、土壌汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。

2 何人も、農薬等の使用に当たっては、環境保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。

(大気汚染防止)

第 12 条 何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となるフロンガス等の物質を含むものを使用し、又は汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。

(森林の保全と緑化)

第 13 条 何人も、水資源を確保し、かつ大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(自然の保護)

第 14 条 何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。

(環境保全の意識の高揚)

第 15 条 何人も、あらゆる場を通じて、環境保全について意識の高揚に努めなければならない。

第 2 章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第 16 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第 3 章 自然保護地区

(自然保護地区の指定)

第 17 条 市長は、自然環境を保護するために必要な地区を自然保護地区として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する自然保護地区を指定するときは、当該地区住民や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する自然保護地区を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(行為の制限等)

第 18 条 自然保護地区の利害関係者は、当該保護地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に市長と協議するものとする。

2 何人も、自然保護地区が大切に保全されるよう協力しなければならない。

第 4 章 環境基準

(環境基準)

第 19 条 市長は、公害を防止するため、駒ヶ根市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、水質等の環境基準(以下「環境基準」という。)を規則で定めることができる。

(環境基準の遵守)

第 20 条 水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、環境基準を遵守するよう努めるものとする。

第 5 章 公害防止

(事前協議対象事業に関する事前協議)

第 20 条の 2 事業者は、良好な生活環境を保全するため、市内において別表に定める事業活動(施設設置のために必要な工事を含む。以下「事前協議対象事業」という。)を行おうとするときは、事前に規則で定める図書を添付した協議書(以下「事前協議書」という。)を提出し、市長と協議するものとする。

2 事業者は、前項の規定による事前協議書を提出するときは、市民及び近隣の事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を取らなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による事前協議書を受理したときは、審議会に諮り、次に掲げる事項を勘案して当該事業実施の同意又は不同意を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。この場合において、当該同意には条件を付することができる。

(1) 市民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。

(2) 水道水源及び農業用水並びに地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。

(3) 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。

(4) 自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。

(5) 農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。

(6) 市民及び近隣の事業者との協議を経ていること。

(7) 環境基準に適合しない恐れがないこと。

(8) その他市長が必要と認める事項

4 事業者は、事前協議の結果を尊重するものとする。

5 事業者は、第 1 項に規定する事前協議において、第 3 項の規定に基づく同意を受けるまでは、事前協議対象事業に着手しないものとする。

6 前各項の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

(事業の意見陳述等)

第 20 条の 3 前条の規定に基づき事前協議書を提出した事業者は、市長に關係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 市長は、事前協議を提出した事業者に対し、關係資料の提出及び意見を求めることができる。

(事前協議書の公開)

第 20 条の 4 市長は、第 20 条の 2 の規定に基づく事前協議書を受理したときは、その事前協議書を同条第 3 項に基づく通知をするまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 市民は、事前協議書が公開された後、市長に対し關係資料を提出し、意見を述べるることができる。

3 事業者は、前項に規定する市民の意見に関する市長からの照会に応じるものとする。

(事業完了の届出)

第 20 条の 5 第 20 条の 2 第 3 項の規定により同意を受けた事業者(以下「同意を受けた事業者」という。)は当該事業に係る施設の整備が完了した場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(事業の承継)

第 20 条の 6 同意を受けた事業者から、施設を譲り受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該同意を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に市長に届け出るものとする。

(改善指導及び助言)

第 20 条の 7 市長は、第 20 条の 5 に規定する事業完了の届出がされた施設が規則に定める環境基準に適合しない場合又は第 20 条の 2 第 3 項に規定にする事項に適合しない場合は、当該事業者に対し、相当な改善策の実施を求めるものとする。

2 市長は、事前協議対象事業について、規則で定める環境基準又は第 20 条の 2 第 3 項に規定する事項に適合するよう、必要な指導又は助言を行うことができる。

(近隣での事前協議対象事業に関する事前協議)

第 20 条の 8 第 20 条の 2 から前条（第 20 条の 2 第 5 項の規定を除く。）までの規定は、近隣市町村の区域内で実施する事前協議対象事業で、市の区域内において環境保全上の支障を来すおそれがあると認めたものに準用する。この場合において、第 20 条の 2 第 1 項中「市内」とあるのは、「近隣市町村の区域内」と読み替えるものとする。

(事業の届出等)

第 21 条 他の法令等の規定により、公害の防止等について県に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、市長に届け出て公害防止施設について確認を受けた後でなければ当該施設についての工事に着手してはならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類及び規模
- (3) 公害防止施設の構造又は処理の方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(実施の制限)

第 22 条 前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、市長に届け出て検査を受け使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

2 前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して 7 日以内に行わなければならない。

(勧告)

第 23 条 市長は、前条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

第 24 条 市長は、事業活動により公害が発生したときは、当該事業者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

第 24 条の 2 市長は、第 26 条の規定により協定等を締結した場合において、当該事業者が当該協定等に違反したときは、当該事業者に対し当該協定等の遵守のために必要な措置を速やかに行うよう勧告するものとする。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

(命令)

第 25 条 市長は、第 24 条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に、当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令するものとする。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(協定等)

第 26 条 市長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるとき又は環境保全上必要があると認められるときは、その防止又は保全等に係る協定等を締結するように努めなければならない。

(苦情の処理等)

第 27 条 市長は、公害に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

2 市長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第 28 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(助成)

第 29 条 市長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。

(罰則)

第 30 条 第 25 条第 1 項の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 21 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 22 条第 1 項(第 23 条第 2 項の規定により準用した場合を含む。以下同じ。)の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第 23 条第 1 項に規定する勧告に従わなかった者

(4) 第 24 条第 1 項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第 2 項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者

(5) 第 25 条第 2 項の規定による検査を拒み、又は妨げた者

(6) 第 28 条第 1 項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第 6 章 雑則

(専門委員)

第 32 条 市長は、自然にやさしいまちづくりに関する専門的事項について調査研究するため、まちづくり推進委員を置くことができる。

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(駒ヶ根市公害防止条例の廃止)

2 駒ヶ根市公害防止条例(昭和 46 年条例第 16 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の駒ヶ根市公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

附 則(平成 10 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 35 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 12 月 17 日から施行する。

平成27年度 環境ポスター 小学生の部 銀賞作品



赤穂東小学校 6年 佐藤佳凜さん



赤穂東小学校 6年 原星空斗さん

平成27年度 環境ポスター 中学生の部 銀賞作品



赤穂中学校 2年 横山翔吾さん



赤穂中学校 2年 青島実里さん

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第2次環境基本計画
平成27年度年次報告書（平成26年度事業報告）

2015（平成27）年12月

発行 駒ヶ根市

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20-1

TEL: 0265-83-2111

URL: <http://www.city.komagane.nagano.jp/>

編集 駒ヶ根市 建設部 環境課

E-mail: kankyo@city.komagane.nagano.jp

